

2-1-2 社会ジェンダーの分析手法とWID配慮プロジェクトの実際 ～ケニアを事例として～

課題アプローチへの視点

ケニアにおいて、農業は国内総生産（GDP）と雇用の水準並びに外貨獲得の面で、きわめて高い地位を占めている。1991年現在で、農業GDPの比率は30%、農業就業人口比率は76%であり、また農産物だけで輸出総額全体の63%にも及んでいる。このように、農業部門はケニア経済において重要な役割を果たしているものであり、近年、製造業、その他サービス業の部門が除々にウェイトを高めてきているとはいえ、中長期的には、農業が今後とも依然として基幹的な産業であり続けることに違いはない。

農業部門の中でも、メイズ、小麦、ミレット、ソルガムそれに豆類等の食糧作物を生産し、加えて在来の牛や羊、鶏などの家畜を飼養しているのは、農場の圧倒的な部分を占める経営規模の零細な小農である。小農は、生産の目的を専ら家計仕向けの自給においており、自給を超過する残余分を市場販売に振り向けている。営農システムは、環境生態系の維持保全にある程度配慮しつつも、肥料・農薬等の経常投入財や農業機械といった固定資本財の投下がほとんどない伝統的な形態に負っている。しかも小農レベルで営農の主要な担い手となっているのは、女性である。農村女性は、世帯並びに村落のレベルにおいて、食糧生産や資源管理の面で、重要な役割を果たしているにもかかわらず、営農方法の改善とか保有する資源の配分に関わる意思決定の権利や技術普及のサービスに対するアクセスが欠如していたり、消費の選択、財産の処分等に対する自由な行使ができない状態におかれている。それだけでなく、そもそも農村女性には、不平等な社会関係により農地や資本といった基礎的な生産資源、あるいは情報、教育に対するアクセスが十分与えられていない。

したがって、農村・農業開発のためのプロジェクトがせっかく計画実施されたとしても、その便益が主要な担い手である女性のところまで行き届かず、経済効果が発揮されにくい。それどころか、歪んだ社会構造を基底として、プロジェクトの実施により、不平等な状態がむしろ強化されることにつながりかねないのである。女性だけでなく、それを含め社会的弱者に配慮したプロジェクト案件の発掘形成、そのために、おかれた社会規範の中で男女間の格差を反映する「社会的役割」「相互関係」を明確に認識すること、いわゆるジェンダー配慮が何よりも必要となってくるのである。

本節では、ケニアを事例としつつ、まずケニアの農業と現行の営農システムの中で女性がどのような役割を果たしているのかにつき再認識する。次に、農村における社会ジェンダーの分析手法を明らかにした後、開発の過程から取り残された貧困な住民男女を対象に、彼らを開発プロジェクトへ積極的に引き入れるための条件とその具体的な事例を社会林業訓練プロジェクトに求め、プロジェクトの成果と今後に残された課題を明らかにする。最後に、女性農民を

開発プロジェクトへ参加させるために必要な普及プログラムを作成する上での要件について、その概要を整理する。

1. 農業生産・営農システムの構造と農業開発目標

1) 農業生産の構造

まず最初に、ケニア農業の概況とその開発目標について簡単にふれておくことにしよう。ケニアの国土面積57万5千km²のうちのわずか19%のみが、比較的農業生産に適した潜在力の高い農地となっており、河川の流域沿いや西部並びに中部の高原地帯に広がっている。ここでは、灌漑施設や道路網などといった生産インフラが整備されており、後述するような多様な農業生産を展開する上での基礎となっている。

その他国土面積の大部分は、砂漠など農業生産に不適なところであり、家畜の放牧程度しか利用価値がない。この限られた農地に年率2.9%にも及ぶ人口圧力が加わっている。農地に対する人口圧力の加重は、既存の農地を細分化する方向に作用し、一方で急速に土地なし農民を累増させている。また、あふれた農村人口の一部は農業潜在力の低い限界地へと向かっている。

ケニア農業の主要な特徴をなしているのは、小農と大農といった、お互いに経営の規模と形態、生産の内容、生産目的等の異なる2種の農場が併存しているという、農場のいわば二重構造である。

小農は、経営規模が12ha以下の農場と一応規定されているが、実際農場全体の半数余りは1ha以下という零細な規模である。これを2ha以下まで拡大すると、農場全体の実に75%をカバーしてしまう。つまり農場の大部分は小農に属するわけであり、保有する農地や雇用される労働力、さらには農産物産出高からみて、小農はケニア農業の主要な構成部分を形成しているわけである。そこでは、前述したように、主要な食糧作物を栽培し家畜を飼養しているが、加えて、市場志向産品であるコーヒーの65%、紅茶の50%、そして砂糖きびの35%の生産、それに牛乳、肉類等の一部は、小農によって担われている。

ただし、同じ小農の範疇にあっても、厳然とした経済格差が存在する。小農の中でも、とりわけ零細な経営規模のところは、商品作物とか家計仕向け以上の余剰な食糧をまったく産出し得ない自給自足の農場であり、小農全体の25%にも達している。そのまた相当な部分は、女性が世帯主となって農業生産に従事している。

一方、大農は、経営規模が50ha以上の大規模農場と20ha以上50ha未満の中規模農場によって構成される。ここでは、大型の農業機械を導入し近代的投入財を用いて市場販売向けの穀物の生産や家畜の飼養、その他コーヒー、紅茶、園芸産品を含む輸出市場向け作物の生産が行われている。しかしながら、近年では、小農への農地の分割・再配分が進み、以前と比較して農業部門におけるその相対的地位は急速に低下してきているといわれている。

なお、土地所有の面でみると、サハラ以南アフリカ諸国では数少ない土地の私的所有が認め

られている国の一つであり、これまで小農のレベルにおいて部落共同体的土地保有の制度が徐々に解体されてきたのである。

ケニアの農業生産は、独立後の25年間、年度により気象変動などに基づく豊凶の差はあるものの、他のアフリカ途上諸国に比較して順調な成長パフォーマンスを示してきた。

表-1は、主要作物の収穫面積および生産量の動向について示したものである。作付面積で見ると、メイズが圧倒的に大きく、ついで豆類、野菜の順序となっている。また輸出用換金作物では、コーヒー、紅茶、除虫菊、サイザル麻、砂糖きび等の作付面積が大きい。また、畜産物の生産高の動向について、表-2で見ると、主要な畜産品である牛肉および牛乳を中心に大幅な増加をみせている（ただし最近の過去2年間では、それらの伸びが低迷している）。これら主要な作物の作付と家畜の飼養は、ケニアの中部並びに西部に広がる各州、それにビクトリア湖周辺で、主に展開されている。

表-1 主要作物の収穫面積および生産の動向

作物名	1979-81年		1990年		1991年		1992年	
	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量
メイズ	1,273	1,714	1,449	2,290	1,471	2,340	1,364 *	2,561 *
小麦	106	212	102 *	190	105 *	195	100 *	200 *
ソルガム	168	160	117	111	102	98	115 F	107 *
ミレット	80	84	98	70	96	52	100 F	55 *
豆類	430	185	690 F	235 *	700 F	240 F	700 F	235 F
塊茎	158	1,257	176	1,512	198	1,551	204 F	1,620 F
キャッサバ	115	30	66	27	64 *	30	56 *	28 F
コーヒー	113	89	153	104	155	86	154 *	70 *
紅茶	77	93	97	197	100	204	92 *	188 *
サトウキビ	38	4,197	40 *	4,750 F	46 *	4,580 F	42 *	4,430 F
野菜	490	16	631	8	643 F	16 F	655 F	16 F
サイザル麻	44	42	33 F	40	34 F	39	33 F	35 F

注1) 面積：千ヘクタール／生産量：千トン

注2) F：FAO推定値

注3) *：非公式値

出所 Production Yearbook 1992 1993 FAO

農業生産の成長源は、次の要因に基づいている。第一に、それまで未利用であった土地が耕作に引き入れられていったこと、第二に、前述したように大規模農場やエステート農場の所有する農地が小農に分割・再配分されていったこと、である。後者の要因は、単位面積当たりの収益増を誘発した。何故ならば、小農は、与えられた農地に多くの労働力を投入して農地を集約的に利用するとともに、そこに収益性の高い作物や家畜を導入していったからである。もっと

も、作物によってそれぞれの要因の寄与の仕方は異なる。すなわちメイズやソルガム等は主に農地の拡大によって生産が増加していったのに対し、コーヒーや紅茶等は、農地の集約的な利用によって増加がもたらされた。

表-2 畜産物生産高の動向

(単位: トン)

家 畜	1979~81	1990	1991	1992
牛 肉	183,000	250,000	239,000	216,000 F
羊 肉	18,000	26,000	26,000	24,000 F
山 羊 肉	20,000	31,000	31,000	30,000 F
鶏 肉	32,000	48,000	48,000	48,000 F
牛 乳	958,000	2,320,000	2,139,000	1,810,000 F
鶏 卵	19,896	42,000	42,000	42,000 F
蜂 蜜	10,834	17,000	18,000	19,000 F

注) F: FAO推定値

出所 Production Yearbook 1992 1993 FAO

2) 営農システム

それでは、こうした農業生産の展開は、どのような営農システムの下に行われているのだろうか。

農業省の資料によると、ケニアの営農システムには次の6通りの形態が存在するとされている。放牧システム、移動耕作、休閑システム、牧草・酪農システム、永年作物システムおよび灌漑農業が、それである。それぞれについて、ごく簡単に説明しておくことにしよう。

まず放牧システムは、国土面積のほぼ80%を占める年間降雨量200mm以下の乾燥・半乾燥地域で広く展開されている。家畜の所有者は居住地をもたないし、作物を栽培することもなく、水と草を求めて家畜とともに移動する。

移動耕作は、ある一定の期間耕作と休閑とが交互に繰り返されながら、条件のよい土地を求めて移動する営農システムである。耕作地では、草木が刈り取られ乾燥した後に燃やされて、とうもろこしなどの作物が2~3年間栽培される。移動耕作は降雨が少なく土壌条件が劣る人口の疎らな限界地で行われ、最低限の耕起など粗放的栽培の下でその収量はきわめて少ない。

休閑システムは、移動耕作地帯の周辺部でみられ、休閑期間が2~3年で移動耕作よりも短く、毎年農地の50%以上が耕作される。

牧草・酪農システムは、ある一定の土地で数年間とうもろこしや小麦などの作物が栽培された後、数年間そこに舎飼されている家畜のために飼料や豆科植物が栽培されるというものである。作物や牧草の栽培管理が十分行き届かない粗放的な経営も存在するが、人口密度が高く土地が相対的に不足している地域では、このシステムがきわめて集約的な形態へと移行する。人口密度がさらに高まると、換金作物と牧畜が競合関係になる。

永年作物システムは、コーヒーや紅茶、柑橘類やパイナップルなどの園芸作物を専作して商品化しようとする形態である。経営形態としては、大規模なエステート方式から小規模農園のレベルに至るまで多様であるが、小規模農園の場合には、これら永年作物が成木に達するまで（あるいはその後も引き続き）、とうもろこしなどと混作される。

灌漑農業は、ケニアにおいてもっとも集約的な営農システムであり、大きな河川から水を引いて水稲や野菜、その他コーヒー、紅茶、綿花など商品性の高い作物を栽培しようとするものである。灌漑は、農民グループによって形成された小規模なものから国営事業として建設された大がかりな施設のものまで様々な形態がある。灌漑によって収量水準の上昇とその安定化が図られている。

さて、これら多様な営農システムの中で、女性や子供達が農業生産に重要な役割を果たしていることはいうまでもなく、そのことは、すでに冒頭でふれた。

作物の栽培管理（播種、除草、灌水等）や作物の収穫とその輸送および農産物の加工・貯蔵、家畜の世話、家庭菜園の管理などは、ほとんど女性と子供達によって担われている。また、山林での薪の収集や食用となる木の実の採集も、女性、子供達の仕事である。

従来、家庭内で自給する農産物の生産は女性が、一方市場向け商品作物の生産は男性が担当するという、ある種の分業化が成立していたが、女性は次第にこの商品作物の栽培管理にも関わっていかざるを得ない状況となってきた。

女性は、自分の農地だけでなく、エステートのような大規模農場で季節的な労働者として雇用され日銭を稼いでいる。

このように、農村女性は、小農のレベルにあって3つの多様な役割、すなわち作物栽培・家畜飼養、薪収集の担当者として、家庭にあっては生産された農産物の収穫・加工・貯蔵それに調理の担当者として、さらに自分の農場外における賃労働者として重要な責任を負っているのである。これに、育児・炊事等といった日常の家事労働が加わる。

かくも女性は重要な役割を果たしているにもかかわらず、農地や山林など財産に対する所有権（コントロール）や信用、技術、情報等に対するアクセスは、ほとんど付与されていない。また農場での作付パターンや収穫された生産物の加工・販売など処理の仕方について、自分で意思決定する機会を与えられていない。

役割の大きさに比較して、農村、世帯レベルで農業生産・農家生活を取り巻く諸条件が著しく劣悪なのが、ケニア農村女性のおかれている実態である。それにもかかわらず、女性労働が主体となる小農の活動に支えられて、ケニア農業は曲がりなりにも発展を遂げてきたのである。

3) 農業開発目標

これまで比較的順調な成長を遂げてきたケニア農業であるが、今後より一層発展的でかつ持続的な農業および農村を築き上げるためには、それに見合う適切な開発政策目標と開発計画を樹立し、与えられた賦存資源と開発された技術を最大限に維持活用しながら、それを具体的な

実行の場に移さなければならない。

ケニア政府は、昨年度から開始された第6次国家開発計画（1994－1996年）の中で、農業部門を引き続き重要な外貨・所得獲得源、国民への食糧供給源および労働力雇用源と位置づけた上で、構造調整の実施に伴う経済的条件の変化に十分配慮しつつ、政策目標として次の二つを掲げている。第一に、提供可能な農業関連サービスを民間部門で創出し、そのサービス購入を受益者負担の下で行うこと、第二に、持続可能な農業を目指し、その農業生産システムを確立強化することである。また、政策目標を具体化するための配慮事項として、食糧の自給、資源環境基盤の強化、農村女性の活性化が謳われている。このうち農村女性について後述することにして、前者2点につき多少言及しておくことにしよう。

(1) 食糧の自給

ケニアでは、極端な干ばつの年を例外とすれば、現在のところ畜産物を含む主要な食糧の自給は可能な状態となっている。しかしながら、自然環境資源の悪化、人口の急増等を考慮すれば食糧自給の持続が可能とは言い切れない。そのために、灌排水施設や農村道路等といったインフラ基盤の整備、生産者に対する改良種子やその他農業投入財の供与、農業試験研究の強化とその成果の普及、とりわけ作物の総合防除技術の確立並びに家畜の疾病防止強化策の推進、有利な信用サービスの提供等が強調されている。この中で、体系だった農業技術の研究は持続的農業成長の主要な源泉をなすものであり、おおいに期待されている。技術研究は、国内市場向け食糧作物だけでなく、輸出市場向け作物にも適用されるべき性質のものであることはいうまでもない。比較優位にある輸出作物に対して技術の改善が施されることは、輸出競争力の強化につながるであろう。政府はまた、食糧自給を図るために、生産と流通の局面で民間部門の活力に大きな期待を寄せている。例えば、市場価格安定化のために必要な在庫の適正な管理、市場流通機能の自由化、民間部門による小規模農場経営者への信用貸し付け、公社・公団の民営化等の分野において、そうである。

(2) 資源環境基盤の強化

政府調査によれば、年間2,000万トンにおよぶ森林資源をエネルギー源として薪や木炭の形で消費していると報告されている。このうち900万トンは伐採によるものであり、森林資源の消失につながっている。人口の急増は、農地を外延的に拡大する方向へと作用し、このことが森林の破壊に荷担している。一方で人口が既存の農耕適地へ集中すれば、そのことが急速な土壌の浸食を引き起こすとともに、家畜の過放牧により自然草地は破壊し、結果として砂漠化の進行がもたらされる。砂漠化は、年間降雨のパターンを変化させ、不意に襲う干ばつを招来する。森林資源の消失は、また将来にわたり多様な遺伝子資源を枯渇しかねない。したがって、森林などの希少資源を保全強化しつつ、それと調和した営農システム、生活の仕方を工夫し創出することが、きわめて重要な関心事となってきているのである。

2. 社会ジェンダーの分析手法とプロジェクト・サイクル

環境資源の基盤強化に配慮しつつ食糧の自給達成を目指すとしても、農業生産活動を実際に担う生産者がすぐれた開発技術を入手する手立てなり、生産者にそれを受容するだけの能力が欠如しているならば、民間活力を生かした持続的農業の確立という政策目標の実現にはほど遠い。

先に指摘したように、農業生産の主要な部分を形づくる小農レベルで、生産に対する大きな寄与を果たしているのは女性であり、あるいは子供達である。かかる農村女性等を取り巻く社会環境なり農村社会の構造を明らかにし、その認識の上にたって、彼女らのもつ能力をいかに引き出し、それを高めるためにどのような努力を注ぐべきか、また彼女らにとって不利な社会環境をいかに改善すべきか、これらのことはきわめて重要な政策課題であるといえよう。そのことが明らかにされれば、必要とされる協力の在り方、開発プロジェクトの立案形成の仕方もおのずと定まってこよう。

そのための有効な分析枠組みとなるのが、いわゆる「社会ジェンダーの分析手法」である。

1) 社会ジェンダーの分析手法

社会ジェンダー分析は、女性とか子供達、貧困層といったように対象とする社会で不利な立場にある個人や集団（社会的弱者）、開発プロジェクトの実施によって影響を受ける人々の特徴を把握し、そのような弱者を生み出す社会構造やその存在を維持させている社会構造、すなわち対象社会における男女の状況やニーズの違い、役割分担並びにその実施の状況、相互関係を分析することを目的としている。その結果を下に、社会的弱者の状況を改善し、プロジェクトの実施による開発効果が弱者に広くゆきわたるようにするために必要な開発戦略、資源動員の方法、そして組織集団の変容方向を明確に設定することが最終的な目標となる。ここで、大切なことは、社会的弱者がみずからの問題を認識し、問題解決のためにプロジェクトへ積極的に参加し、意思決定権や資源に対するアクセスやコントロールの機会をもつようになることであるとされる。参加の過程で、女性など社会的弱者同士が横の連帯を形成しつつ社会改革の担い手として、エンパワーメントしていくことが期待されているのである。

こうした分析手法が考えられた背景には、次の二つのことが存在する。第一に、従来の援助方法では、プロジェクトの恩恵がすでに恵まれている社会集団に属する人々に対して追加的な便益を提供する傾向が強いということである。特に、情報とか信用、その他の経済的機会へのアクセスを有する富裕な階層、高等教育を受けた人々、都市居住者、さらには男性がかかる恩恵に浴することができ一方で、そうでない者はそれを享受しうるまでには至らなかった。とりわけ、農村に居住する女性や貧困層においては、プロジェクトから疎外されたり、あるいはむしろ否定的な影響を被る事態さえ発生してきたといえるのである。このことは、現存する貧富の格差、男女間の不平等な関係をより一層助長することに帰結する。

第二に、プロジェクトが経済的、技術的に、また環境的に持続性を保持していくためには、対象となる社会に居住している不利な立場にいる集団や人々を開発・国際協力の中心にすえなければならないという認識が次第に深まってきたことである。社会的に疎外されている集団・階層を積極的に開発に関わるプロセスに参加させ、意思決定などへの参加・参画を推進するとともに、彼らに対する教育、雇用、信用、社会サービスへのアクセスを改善することが、結局はプロジェクトの社会的持続性を高めることにつながる。これまで不利な立場にあった人々ないし女性がプロジェクトへ積極的に参加し、その過程で自ら問題を発見してその解決方法を考え、自己のニーズを充たすために組織的行動を起こし、しかもその行動に責任をもつことになれば、開発の社会的持続性は、一段と高まることが期待されるのである。

2) W I D 配慮プロジェクトのサイクル

社会ジェンダー分析によって、開発に伴う経済的便益が社会階層間に不公平な形で行き渡っている現状とその要因が明らかにされ、また対象となる地域社会における男女の社会的役割やニーズが認識されるならば、次の段階で、W I D を配慮した新たなプロジェクトの立案と計画が着手されなければならない。つまり、W I D 配慮プロジェクトにおいては、計画段階から意図的に W I D の理念を組み込むことが重要となり、社会ジェンダー分析を媒体として現地政府の実施機関およびローカル・コンサルタントとのコンサルテーションを十分に行うことが必要なのである。そして、プロジェクトの実施段階では、女性さらには貧困者といったようなこれまで開発の過程からとかく疎外されてきた人々をプロジェクトに参加・参画させて意見を反映させ、彼女らの参加を促進する方策を考案し、評価段階では、計画・実施段階での W I D 配慮の結果をフォローするという形態が望まれる。ここでは、プロジェクトの実施によって、女性・貧困者の現状がどのように変化し、改善されたかが評価項目の一つに加えられることになる。要するに、プロジェクトの立案・計画・実施・評価のすべての段階で、男女の社会的役割（ジェンダー）を配慮し、プロジェクトの評価に反映させていくことが必要なのである。

W I D 配慮プロジェクトの案件形成の段階で、プロジェクトをどのような形態、方向で立案すべきかは、中核に据えるべききわめて重要な点である。通常考えられるのは、「住民参加型開発」(Participatory Development) のアプローチである。これは、生産・再生産活動の局面並びに生産資源の利用と所有の局面で、それらの意思決定の過程に、住民の広範な参加が得られることによりはじめて持続的で公平な開発がもたらされるという考え方である。ここでは、「開発」というものが、人々の潜在的能力・社会的力量が向上、発揮される結果として、物的貧困と社会的不平等が解消され、それに伴い制度的変革や経済発展がもたらされるプロセスとして理解される。そのために、底辺にいる住民の政治・経済・社会的な力量が強化され、それが開発の過程へ的確に反映されるよう仕組まれる内的装置が必要となってくるのである。

3. W I D配慮プロジェクトの具体的事例—社会林業訓練プロジェクト

ケニアにおいて、住民参加型開発のアプローチによる我が国のW I D配慮プロジェクトとして注目されているものの中に、社会林業訓練プロジェクトがある。このプロジェクトに関する概要、対象地域に対する開発の効果とその評価、提言等については、すでに外務省の委託により（財）国際開発高等教育機構が調査実施し、その内容を取りまとめた『有識者評価報告書』（平成5年10月）で詳しく述べられている。ここで、調査概要を簡潔に紹介し、しかる後ジェンダー視点から調査報告に対し若干のコメントを加えようと思う。

このプロジェクトは、森林資源の減少により、森林に直接生活を依存している女性や貧困者の経済状況が悪化しつつある状況に鑑み、これら社会的弱者の参加を前提としてプロジェクトを立案し、その実施に伴って生じる便益が直接担い手に還元・帰属されることを主要な目的とするものである。

本プロジェクトは、2年間の準備フェーズ（1985～87年）および5年間の第1フェーズ（1987～92年）の期間を経て、1992年から第2フェーズに入り現在実施の途上にある。ケニア政府の要請に基づき、準備フェーズの当初は社会林業の発展を目指す苗木生産技術の開発と改善および指導的立場にある森林関係技術者への訓練がプロジェクトの上位目標であったが、その後上位目標は、第1フェーズでは燃料不足の解消、環境悪化と森林資源の損失軽減、そして第2フェーズでは、これに加えてプロジェクト参加住民の生活と福祉の向上へと変化していった。特に第2フェーズでは、開発改善された技術の普及や人的訓練が指導的技術者や技術普及員等だけでなく、対象となる地域住民へ直接働きかけるものへと移行してきた。

この期間、特に第2フェーズにおいて、対象地域における住民男女の社会的役割やニーズを把握する目的で、社会経済調査が順次行われた。これに加えて、訓練ニーズ調査、訓練後のフォロー・アップ調査が実施され、この結果、植林の主たる担い手が女性であることが明らかになり、女性をターゲットグループとする訓練・技術普及の必要性が確認されたのである。

プロジェクト・サイトは、ナイロビ近郊のムクガ・ナショナルセンターとナイロビ西方180 kmの地点にあるキツイ・リージョナルセンターの2カ所である。プロジェクトでは、訓練アプローチとパイロット・フォレスト・アプローチの2形態が採用された。訓練アプローチでは、両センターで上級指導者、現場普及員、住民および地域の小学校教師を対象に、育苗、植林などの基礎技術、アグロフォレストリー、土壌保全、放牧地管理等の教育・訓練が行われた。

また、パイロット・フォレスト・アプローチでは、造林、育苗、普及の3つの部門から成り立ち、樹種選定、造林・育苗技術の開発・改良および普及手法の開発・試行が主な活動内容となっている。キツイ・リージョナルセンターの近郊にあるティバ苗畑では、この地域の厳しい自然環境に適した樹種の選定が行われ、そこで選定された樹種の育苗と苗木生産が実施されている。社会林業の普及手法を開発・確立するねらいで、その苗木の一部は地区の優良なモデル農家に無償配布され、造林・育苗技術の指導を同時に進めながら、そこでの成果が近隣の農家

へ波及するよう意図されている。いわゆるモデル農家方式である。普及手法としては、この他に小規模苗畑方式がある。これは、農民グループや小学校において共同で小規模の苗畑を造成・維持管理して苗木を育成し、その苗木を各自植林するというものである。この場合、プロジェクトは種子および苗木用のポットを提供するとともにグループのリーダーや教師を訓練するという役割を果たす。訓練を受けたこれらの人々は、グループメンバーや生徒・父母に対し学んだ技術をさらに普及する。

加えて、住民造林という方式がある。これは、対象地域の住民グループがプロジェクトから土地を借りて造林を行なう活動である。ここで、プロジェクトはグループに苗木と植林用の道具を提供するとともに技術指導し、グループのリーダーには訓練に参加する機会が与えられる。

これらモデル農家方式、小規模苗畑方式および住民造林方式による普及手法の特徴は、いうまでもなく、プロジェクトにおいて開発・改良された育苗並びに造林の技術が農民を含む広い意味での住民に普及されると同時に、受け手である住民に対して普及された技術が定着するよう訓練が施されるという、いわば技術普及と人材訓練のセット型方式である点にある。

ともかく、プロジェクトの活動によって育苗や植林の技術が住民の間に広まり普及していったことは事実であり、これに伴い植林と環境保全に対する住民の関心が高まり知識が向上していった。とはいえ、こうしたプロジェクトの活動を持続させていく上での制約要因も多い。これには、水不足、苗木の活着・成育率の低さ、道具の不足、過重労働などが挙げられる。水不足により苗木の活着・成育が阻害されてそこに白蟻の害が蔓延し、水汲みや道具の不足が過重な労働負担を強いる結果になるという図式である。こうした課題は、つきるところ水の確保とそのアクセスをいかに改善するかに帰着する。

繰り返すように本プロジェクトは、立案当初から女性の参加を求めたものではなかったが、地域の実情や地域住民のニーズを把握するために実施段階で行われた社会経済調査の結果、女性の役割と重要性が認識され、女性をはじめとする住民のプロジェクト参加を意図した希少なケースとして注目されているものである。参加を促すために、受益者である住民の真のニーズを理解するための追跡調査の実施、訓練カリキュラムや対象者選定方法の改善、プロジェクトの住民参加にインセンティブをもたらすための様々な工夫が今後とも必要とされる。また、プロジェクトに持続性をもたせるためには、前述した制約要因を克服することが条件となるのである。

種々の克服すべき現実的課題を内包しているとはいうものの、本プロジェクトは、我が国における『住民参加型開発』プロジェクトの嚆矢として、後続の同様なプロジェクトに対し様々な教示を与えてくれるものと高く評価されていることは間違いない。

かかるW I Dに配慮した住民参加型の社会林業訓練プロジェクトが、より高次の段階に発展してプロジェクト効果が発揮され、それが他のプロジェクトに対する真の教訓となるためには、特に、プロジェクトの立案・計画段階において、社会ジェンダー分析手法の適用に基づくより綿密な社会経済分析が必要となる。そのためには、農村開発関連およびW I D関連分野の専門

家を活用して、対象地域における住民の男女別役割や関係に影響を及ぼす社会構造や要因の分析等へ積極的に着手しなければならない。

綿密な社会経済分析を果たすには、他の諸国で実施されている社会ジェンダー分析の適用事例をレビューするとともに、現場の実態をよりよく把握しうよう社会ジェンダー分析手法そのものの改良・改善に努めなければならないであろう。

また、「社会林業の発展」というプロジェクト目標があまりにも漠然としているため、目標達成度を計測する際の評価基準がとかくあいまいになりやすいという点も指摘される。そのために、「社会林業の発展」そのものが意味している内容を具体化すること、当面プロジェクトで達成可能な範囲とは何かを、プロジェクトの発展段階をおって確定すること、が必要となってくるであろう。

以上に述べたことが、既刊の調査報告に基づく『社会林業訓練プロジェクト』の概要とそれに対するいくつかの提言である。ここで、先に述べた提言に補足的な説明を与えるという観点から、次の2点につき言及しておくことにしたい。

第一に、WIDに配慮した住民参加型の開発プロジェクトを立案計画する場合、既存のプロジェクト形成ガイドラインを活用して、その計画にジェンダー視点を取り入れるということである。社会林業プロジェクトの分野に関しては、すでにFAOやCIDA、FINNIDAなどから「社会林業と女性の参加に関するプロジェクト形成のガイドライン」が示されている。また、我が国でもJICAより「社会林業におけるジェンダーの視点調査研究報告書」（平成6年3月）が刊行され、その中で社会林業プロジェクトにおけるジェンダー分析のガイドラインがまとめられている。詳細な内容の説明については、これらの文献に譲るほかないが、FAOで示されているガイドラインから、プロジェクトの形成にあたり留意すべき基本的項目について整理しておくことにしよう。

- (1) 対象地域における社会および世帯レベルでの男女別にみた生産と生活の役割と活動内容ならびに生産資源（土地、資金、技術など）に対するアクセス（使用权）とコントロール（所有権）を分析調査する。
- (2) 女性に関する当該社会の制約条件（習慣、タブー、時間的余裕など）、男女別役割や関係を規定している外的要因、生産資源と便益が男女別に管理されている要因を調査する。
- (3) 地域の住民男女との話し合いを通じて、男女別のニーズおよびプロジェクトの実施に伴い予想される男女別のインパクトなどに関して調査する。
- (4) 植林活動や森林管理に関し、女性とのコンサルテーションを下に、女性が担える役割や責任を調査する。
- (5) プロジェクトのあらゆる側面で、地域の住民男女や関係者と密接に情報交換し、女性がプロジェクトへ参加・参画する方法や技術の伝達方法等につき、政策決定者や技術普及サービス並びに人的訓練サービスの要員と意見交換する。

第二に、社会林業プロジェクトの立案計画・実施において、女性の参加を促すためには、結

局のところ総合農村開発のアプローチを取り入れる視点がより重要であるということである。対象となる女性は、社会林業訓練プロジェクトが開始される以前より、すでに食糧の生産とその加工・調整、日常生活の活動維持の面で相当な労働負担を強いられており、プロジェクトへ着手するにあたって、現状ではあまりにも時間的な制約が大きすぎる。したがって、労働負担を軽減するような方向で、営農システムの改善を図る一方、飲料水の確保、代替エネルギー源の提供、医療衛生施設の拡充などといった社会インフラの整備に努める必要がある。そうでなければ、せっかくの社会林業訓練プロジェクトの導入もその経済効果を発揮させることはむずかしい。営農システムおよび農家生活の改善のためには、次に述べる女性を対象とした普及プロジェクトの推進強化を伴うことが要件となってくるのである。

4. 女性を対象にした農業普及プロジェクト——組織原理と機能メカニズム

世帯レベルにおける営農活動の生産性を高め、かつ住民参加型の開発プロジェクトを成功裡に進めていく場合に重要な決め手となるのは、結局のところそれら活動の主体というべき女性に対して、技術なり情報へのアクセスをいかに改善していくかという点であり、成果はその改善いかに左右されるといっても決して過言ではないのである。したがって、農業に関わる技術・情報の普及プロジェクトを、これまで疎外されがちであった女性をもその主要な対象として巻き込みながら、どのように立案計画してその実施手順を整え、実行そして評価していくべきか、そのガイドラインを構築していかなければならない。

世界銀行の人口・人的資源局は、「農民女性を対象とした農業普及プロジェクトの立案とその実施手順」というテクニカル・ノートを作成した（1992年）。

そこで最後に、このノートを手掛かりとしながら、特にプロジェクトを立案・実施する際に留意すべき事項について、説明しておくことにしたい。

ノートでは、農民女性を対象にした普及プロジェクトを有効たらしめるためには、4つの組織原理〔Organizational Principles〕（女性を取り巻く状況の明確化、立案したプロジェクトの機動性、プロジェクトの立案・評価時の農民参加、女性を普及活動の中心に据えること）と3つの機能メカニズム〔Functional Mechanisms〕（状況改善のための診断、情報のフィードバック、情報の伝達）を考慮する必要があると指摘している。これらの事項は、すでに述べた社会ジェンダー分析の手法と重複する点が多いので、詳細な点は省略することにし、それぞれにつき、その要点だけを明らかにする。

(1) 組織原理

〔状況の明確化〕

女性の果たす役割および資源や便益に対するアクセスは、その背後にある社会構造、文化的側面等によって規制されている面が強いことから、農民女性を対象とした農業普及の手法ないしプロジェクトの構成は、対象地域の社会文化的な伝統的慣行をよく踏まえたものでなければ

ならない。

〔プロジェクトの機動性〕

プロジェクトの形成時に、女性の役割なり直面する制約要因を考慮に入れることは必要ではあるが、その時点で十分に調査捕捉することができないかもしれない。また営農システム、ジェンダーの構造は、社会経済構造の変化に伴い絶えず変容している。したがって、プロジェクトは、計画立案の途上であっても、農民女性に対しより深い理解が生まれ、農業生産のパターンが変化したりすれば、これに伴い原案を修正するだけの機動性、融通性を保持していなければならない。

〔立案・評価時の農民参加〕

普及プロジェクトが機動性を保持するには、農民のニーズがどこにあるのか、提供した情報や普及プログラムに農民がどのような反応を示しているのか、農民が援助して欲しい新しい分野は何なのかについて、常日頃からよく熟知しておかなければならない。農民の要求に耳を傾け、モニタリングや農民、特に女性の参加・参画を通じて、その声をプロジェクトの立案・評価に反映させることはきわめて重要である。この場合、女性の普及員スタッフが、プロジェクト・サイクルのあらゆる段階に関与していることが条件となる。

〔女性を中心に据えること〕

女性を普及プログラムの中心に据えるには、すべての農民を対象にした既存の普及サービスの中に、特に女性の参加を促すための特別のインセンティブを付与しなければならない。そのために様々なアプローチが試みられ、そこから得られ蓄積された経験を生かしていく体制を築くことが重要であろう。

(2) 機能メカニズム

〔診 断〕

女性による農業の役割は、状況の変化に応じて絶えず変容するものであるから、普及サービスの内容もたえず刷新されなければならない。そのために、プロジェクトの立案形成時あるいはその実施途上であっても、政策担当者とか現場の第一線に立つ普及員スタッフは、ジェンダーに関するデータを収集し分析して、それを普及内容に反映させる必要がある。

〔フィードバック〕

優良な普及システムを築き上げていくためには、草の根レベルの農民（特に女性）から、普及プログラムの作成を実際に手掛ける上級レベルの政策担当者、研究者等へ様々な情報が確実に伝達するよう、情報のフィードバック機能が仕組まれなければならない。

〔情報の伝達〕

技術の知識やその活用方法、市場流通の情報等を農民に伝達することは、普及活動の核心をなすものであることはいままでもない。情報の伝達システムは、情報の形態と種類、情報を採用する過程の各段階、情報受け手の性格等によって様々である。また情報の伝達手段も、これらの違いによって種々異なるが、例えば、直接対面指導、マス・メディア、パンフレット、有

線放送などが挙げられよう。農民女性と個別的に直接対面指導する場合には、普及員が訪問する際に、女性の時間的、その他文化的な制約要因を考慮に入れなければならない。

ケニアをはじめとする開発途上国において、農民女性をも対象として巻き込んだW I D配慮プロジェクトを立案計画・実施・評価する場合には、こうした農業普及プログラムの組織原理と機能メカニズムを十分念頭におくことが、肝要であるといえよう。

2-1-3 日本の生活改善普及事業に見るジェンダーの問題

1. はじめに

本稿は基本的に、戦後まもなく連合軍総司令部（GHQ）の意向を受容することによって始まった日本の生活改善普及事業の経験を、途上国に対する援助にどう生かすかという視点に立っている。同様の視点は、すでにフェーズⅠの第一年次の報告書『農村生活改善のための女性の技術向上検討事業報告書』の、「Ⅱ 日本の農業改良・生活改善普及」で示されている^{*1}。そこで述べられていることは、協同農業普及事業が農地改革、農業協同組合と並んで、戦後、GHQの強い意向によって実施された農村民主化三大改革の一つであったということ、その中で生活改善普及事業は、それまで嫁として、あるいは家業の労働力として従属的地位にあった農家の女性に対して、生活改善実行グループという民主的な学習の場を与え、彼女たちを「考える農民」に育てあげたという意味で大きな功績を残したということである。

さて、このような日本の生活改善普及事業の経験を、途上国の農村女性に対する援助にどう生かすことができるのか。上記の報告書でも指摘されているように、日本の場合、戦前から初等教育を通じて農村部でも識字率が高かった。また、電化もなされていた。つまり日本は、戦前から普及事業が浸透する上で有利な条件を備えていた、と言える。それ故、途上国によっては、戦後の日本の経験を生かすことなど到底できないということもできる。

だからといって、「日本は特殊である」、「特殊だから参考にならない」と言ってしまうのは安易であろう。仮に特殊であるにせよ、どのような点で特殊なのか、がより明らかにされるべきではないのか。以上のような視点に立ち、本稿では、日本の生活改善普及事業を、現在、対途上国援助において重視されつつあるジェンダーの問題、すなわち社会的に形成された性別（ジェンダー）に起因する男女間の不平等、に沿ってとらえ直してみようと思う^{*2}。

*1 国際協力事業団編（1992）農村生活改善のための女性の技術向上検討事業報告書、4-56。

*2 開発におけるジェンダー（GAD: Gender in Development）について、特に従来のWID: Women in Developmentとの違いについては、同上報告書、57-62.、及び、CCIC（Canadian Council for International Cooperation）et al.（1991）Two Halves Make a Whole（国際農林業協力協会訳、半分が二つで完全体になる－開発におけるジェンダー関係の均衡化－）を参照した。なお日本の生活改善普及事業の詳細については、拙稿（1995）生活改善普及事業の理念と展開、農業総合研究、49（2）掲載予定を参照されたい。

2. 成立期の生活改善普及事業に見るジェンダーの問題

1) 生活改善課の理念をめぐって

まず、生活改善普及事業の中枢を担っていた農林省農業改良局普及部生活改善課（現農蚕園芸局婦人・生活課）において、いかなる理念、「生活改善論」と言うべきものが形成されたのか、さらにその理念の中にジェンダーの問題を見てみたい。

日本の生活改善普及事業を語る上で欠かすことができないのは、GHQ 及びアメリカの影響である。冒頭で触れたように、GHQ によって推し進められた農村民主化三大改革の一つである協同農業普及事業は、戦前の技術指導システムを真向から否定し、アメリカの Cooperative Extension Work をモデルとするものであった。協同農業普及事業の推進母体となる農業改良局普及部は昭和23年8月に発足するが、同事業の根拠法である農業改良助長法は、その基本的な目的において Cooperative Extension Work の根拠法であるスミス・レーバー法に酷似しており、同法によって「農民生活の改善」のための普及と研究が、初めて農政の一環として位置づけられたのである。

GHQ、アメリカの影響は、生活改善課の職員や生活改良普及員（以下、生改と略）の資質にも及んでいた。昭和23年11月に設置された生活改善課は、GHQ の推薦による、アメリカと親和性の高い女性、大森（山本）松代を課長とし、その課長のもとに衣食住、保健等の分野で高等教育を受けた高い専門性をもつ人材が職員として集められた¹⁾。一方では、都道府県段階で試験を通じて生改が採用されるが、その多くもまた、高等女学校以上で家政学を学んだ、当時としては高学歴の女性であった。こうした専門性と高学歴という職員、生改の資質が、後述するようにアメリカの生活改善普及事業（Extension of Home Economics）をモデルにしたことの背景にあった。

- *1 生活改善課長の入選に関して、GHQ 婦人指導部は農林省に対し、まず女性を選ぶようにという希望を示した。さらに当時、文部省で家庭科の教科書の編纂に当たっていた大森松代を指名した。大森が指名された理由としては、戦前にアメリカの大学で家政学を学んでいたことが大きかったと考えられる。

さて生活改善の理念とは、そもそもどのようなものだったのか。生活改善の理念を初めて公式的に示したのは、昭和26年の普及部長通達「農家生活改善推進方策」である。それによれば、生活改善の目的とは、「生活技術」の普及によって「生活経営の合理化」を図り、さらにそれを通じて「農家婦人の地位向上」と「農村民主化」に寄与することであった。このように終戦後の日本社会の状況を反映した「農家生活改善推進方策」は、普及部、生活改善課など行政に直接関与していた人々ばかりでなく、学者、婦人問題研究家、あるいは今和次郎、香川綾など、戦前から生活改善的な実践活動を行っていた人々からなる「生活改善に関する懇談会」によって起草されたものであった。

では、「生活技術」の普及による「生活経営の合理化」とは何か。初代課長大森松代にとって当時の農家の生活は、大森自身が『普及だより』²⁾の中で示しているように、あまりにも「形式主義」的であり、「私」領域を軽視しているというものであった。そして大森は、この「形式主義」や「私」領域の軽視という状態を排除することを、「生活経営の合理化」としてとらえ、それを最重要課題に据えたのである。

*2 普及部（農蚕園芸局普及教育課，同婦人・生活課の前身）が昭和24年以来，都道府県の普及関係職員との意志疎通のために発行している月刊の小冊子である。

大森が示したような生活改善優先の考え方は，当時の農林省においては異質なものであった。そして上記の「懇談会」メンバーでもあった代表的な支援者によっても，様々に受けとめられた。たとえば東畑精一のように，まず日本農業の零細性の問題を解決しなければ，農家の主婦が生活を顧みることすらできないという考え方もあった^{*1}。あるいは今和次郎のように，嫁姑問題に象徴される古い家族関係を「民主化」しなければ，台所改善をしたところで，かえって嫁の負担が増えるだけだという，生活改善に対する疑問視もあった^{*2}。

*1 東畑精一（1947）農地をめぐる地主と農民，酣燈社，231pp.

*2 今和次郎（1971）生活学（今和次郎集 第5巻），ドメス出版，405-406pp.なお，初出は1952年の『農業朝日』に連載された「生活病理学」である。

2）生活改善課にとってのジェンダーの問題

東畑精一や今和次郎の見解に対して生活改善課が示したのは，アメリカの生活改善に倣って，あくまでも実践性と民主性を重視するという態度であった。具体的には，実践的な生活技術を，民主的な生活改善実行グループを通じて普及することによって，生活改善普及事業に対する周囲の違和感を解消しようとした。

まず生活技術について言えば，生活改善課が目的としたのは，台所改善やその前段階である「かまどの改善」自体ではなく，それらを通じて嫁や主婦の意見が家族の中に反映するようになる，つまり家族関係が民主化するということ，あるいは台所改善がきっかけとなって，客間本位の家屋の構造，日常よりも非日常，「私」領域よりも「公」領域が尊重される農家の生活のあり方が，根本的に見直されていくことであった。

そして，この日常対非日常，「私」対「公」の関係は，女対男というジェンダーの関係，あるいは嫁対姑という世代間の関係とも結びつけられた。つまり図1で見ると，生活改善課は，ふだんの食事（＝日常）はきりつめて，婚礼の席（＝非日常）で女に酒をどんどん持たせてこさせる男，嫁のかまど改善（＝「私」領域あるいは日常の尊重）をかたくなに拒む姑というような家族関係を，農家の生活の中に見，そのような家族関係を生活技術の普及を通じて変えていこうとしたのである。

さらに前述，昭和26年の「農家生活改善推進方策」以来，生活改善課は，当時，農業改良局長だった小倉武一が提示した「考える農民」育成論ののっとり，生活改善実行グループ（以下，生改グループと略）をその主たる指導対象にしていく。この生改グループの育成に際しても，ジェンダーの関係や世代間の関係が明確に意識されている。生改グループは，新しい農業技術を学ぶ男性によって「自主的」に結成された研究会に対抗して，生活技術を学ぶ女性によるやはり「自主的」な集団としてその結成が推進された。生改グループはまた，姑の世代が主導権

を握っている全員加入式の「受入組織」、婦人会とも峻別された。

その結果、生改グループは「たまには姑の目からのがれたい」というものまで含めて、特に嫁の立場の女性に潜在的にあった参加意欲を吸い上げ、その数は、第一回実績発表大会が開かれた昭和28年の時点で約 5,200（約12万 8 千人）を数え、以後、昭和58年まで増加し続けた（図2）。実際、昭和20年代に宮城県で生改グループを結成したある女性は、次のように語っている。

クラブの特徴をのべますと、殆どが嫁の立場であり（強調は引用者による）、平均年齢36歳、クラブ員の平均耕作面積210aの農家で兼業は一人もなく、全部専業農家であり、本当に気の合った人々で作られています。そしてこのクラブが結成されたのは昭和29年12月でありました。その頃主人達の研究会「同志会」が作られ、会合に出かけるのを見ると非常にうらやましく思ったものです。女の人達にもそうした集まりは出来ないものかと考えておりました時に、その頃農村に生活改善が叫ばれる様になり、たまたま家に指導に來た普及所の先生にこの考えをお話したところ、生活改良普及員さんのいることを知らされ、早速気の合った同志にはかってクラブが誕生いたしました^{*1}。

このように「自主的」に結成された生改グループは、通常月一回程度の定期的な会合をもち、かまどの改善や農繁期のための保存食づくりなどのような具体的、実践的課題に次々と取り組んでいく。その会合に際して生改は、特定のグループ員が主導権を握るのではなく、どのグループ員も一定の役割を果たし、自由に発言できるような場づくりを心掛けた。そして殊更、個々のグループ員が自分の頭で考え、かつ「実行」するということを重視した。

生活改善課が生改グループ育成によって、どのような農村社会を形成しようとしていたかは表1からうかがえる。ここに列挙されているのは、生改が生改グループを育てる上で留意すべき事項である。村（部落）や家族の中の人間関係が民主的であり、かつ女性が気がねなく生改グループの会合に出席し、発言でき、さらに生改グループの成果が他の部落に波及するような農村社会を理想としていた。

要するに生活改善課は、生活改善に対する周囲の理解を得るためにその実践性と民主性を強調した。そのことは、農家の女性に重労働を強いている家屋の構造（狭く暗い台所、煙たいかまど）の改善を通じて、重労働を強いている家族関係をも変えようとしたこと、あるいは特に嫁の立場の女性の参加意欲を生改グループの育成によって吸い上げていったことに現れている。そのような実践性と民主性を強調すると同時に、嫁姑などの世代間の確執、村社会の中の支配-被支配関係、すなわち日本の農村社会に特有の問題と不可分なものとして、ジェンダーの問題を明確に意識していたのである。

*1 農林省農政局普及部生活改善課編(1964)生活改善実行グループのあゆみ（第12回農山漁家生活改善発表大会）、150pp.

3. 高度成長期以降の展開

昭和36年の農業基本法制定、そして高度成長期以降、生活改善課は農村社会のジェンダーの問題をどのように位置づけていったのか。

まず、成立期に見られたような生活改善優先の理念は、次のように変化した。それは農業基本法制定の翌年、昭和37年に生活改善課が出した『農家生活白書』の中に、さらに大森の後任として昭和40年から10年間生活改善課長を勤めた矢口光子の『普及だより』の中での発言の中に見ることができる。

まず『農家生活白書』では、農家－非農家間、農村－都市間の生活水準格差を、農業の生産性向上と農村部のインフラ整備によって縮小しなければならないという点で農業基本法と共通する認識が示されている。たとえば農家の主婦に余暇がないのは、農家の人々の「意識が低い」せいばかりでなく、農業の生産性が低いせいでもあり、家族関係が非民主的であるせいでもあるというように書かれている^{*1}。このような理念の変化は、前述の東畑精一や今和次郎の見解を想起させる。

*1 農林省新興局生活改善課(1962)農家生活白書、26-27pp.

昭和35年以降、高度成長が本格化し、兼業化による農家所得の上昇や耐久消費財普及など農家生活が目に見えて変わっていく。そのような一見「進んでいる」かのような状態は、生活改善課によって「いびつ」であり、「生活全体のバランス」を欠いている状態としてとらえられた。新課長矢口は、農家の生活全体のバランスを診断する「ゼネラルフィジシャン」としての役割を生改に期待する。と同時に、昭和40年度の広域化（普及所の統廃合）に伴ってつくられた「農村生活のビジョン」に基づいて、個々の農家のレベルを超えて農村という地域のレベルでの生活改善を目指す。そしてこの「生活全体のバランス」、「農村生活の改善」という理念は、前者はたとえば農業者の健康対策という、後者はたとえば生活環境整備という、いずれも市町村や集落を対象とした補助事業の中で実現されていった。

まず健康対策の背景には、女性、高齢者の労働過重、選択的拡大による「ハウス病」や慢性的な疲労状態が見られるようになったことがある。このような中で昭和40年以降、生活改善課は生改グループを中核としてその成果を地域全体に波及させていくという「地域濃密指導」の方法を用いながら、農業者の健康に対する自覚を促すための補助事業を実施していく。また生活環境整備の背景には、昭和40年代以降も都市部と農村部のインフラ整備の格差が縮まらないということがあった。そこで生活改善課は、集落レベルで「共同で整備し共同で利用する」ための諸施設を導入するための事業を昭和46年度から実施する。いずれの事業においても、生改については「孤塁を守るだけでなく、視野を広くすること」^{*2}、時には構造改善事業のような奨励行政の中でも一定の役割を果たすこと、また生改グループについては孤立せずに、その活動を周囲に波及していくことが期待された。

*2 普及だより、第262号、(昭和42年1月15日)に見られる矢口の発言である。

このような生活改善の理念の変化の中で、ジェンダーの問題の位置づけも変わっていく。たとえば矢口は次のように言っている。

生活改善の対象は農村生活であり、農村婦人ではない。したがってたんなる婦人問題としてとり扱うのではなく、生活水準をひきあげるというところに主眼があるはずである^{*1}。

*1 同上。

もちろんこの発言だけをもって、高度成長以降の生活改善課が、ジェンダー問題に対する意識を希薄化させていったと言うのは早計であろう。前述の健康対策において、特に女性の過重労働、健康障害の問題が意識されていたことも忘れてはなるまい。だが、そのようなジェンダー問題に対する意識に対して、生活改善普及事業の対象を、成立期のそれが主として扱ってきた家庭生活から地域生活へ拡張しようという意識がまさっていた、ということは言えるだろう。それは少なくとも物的な面に限った場合、個々の農家のレベルでは、所得上昇、耐久消費財の普及によって従来あった問題が解決されつつあるのに対し、農村という地域のレベルではインフラの未整備のように問題が積み残されているという認識、あるいは失われつつある地域社会の相互扶助を補完しなければならないという認識に基づいている。生活改善課長をこのように発言させたのは、言うまでもなく高度成長という外在的要因であった。

4. おわりに

冒頭で述べたように、本稿では、その特殊性を前提としながらも、日本の生活改善普及事業の中でジェンダーの問題がどのように扱われてきたかを見てきた。そして日本の生活改善普及事業の特殊性としては、①終戦直後から始まる農村民主化の一環であったこと、②それ故、GHQ、アメリカの影響が色濃かったこと、③生活改善課長を始めとする日本の指導者層が、GHQ、アメリカの意向を受け入れる資質を備えていたこと、④さらに生活改善の対象となった農村社会の側にも、指導者の生活改善の理念を受け入れる要素があったこと（単に識字率が高かったということではなく）、⑤未曾有の高度成長以降、農家の生活が大きく変わったことによって、生活改善の理念も変質した、ということがおおよそ明らかになった。

このような特殊性を踏まえた上で、ジェンダーの問題の位置づけの変化については次のようなことが言える。すなわち、生活改善普及事業の開始時から高度成長が始まるまで、すなわち成立期において、生活改善課は、嫁姑などの世代間の確執、村社会の中の支配-被支配関係、すなわち日本の農村社会に特有の問題と不可分なものとして、ジェンダーの問題を明確に意識していた。だが高度成長期以降は、その対象を農家生活から農村生活に拡張することによって、ジェンダー問題に対する意識を希薄化させていったのである^{*1}。

しかしながら、このような展開は反面、ジェンダー問題に対する意識がある程度、農村社会に浸透したこととしても見ることができよう。つまり成立期において、生活改善課や生改が諸般の困難を乗り越えながら、農家の女性に対して実践的な課題を提示し、かつ彼女たちを組織

化していったからこそ、高度成長期以降、農家の女性は健康対策、生活環境整備、さらには農産物加工という、新たな課題に次々ととりくむことができたのである。その意味で、表1で示したような生改グループ育成に際しての留意事項は、現在、途上国の農村において必要とされている女性の「自主的」な参加を促す上で、何らかの参考になるのではないだろうか。

- *1 平成4（1992）年に、婦人・生活課が提示した「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」及び、同ビジョンに基づく施策の中で、ジェンダー問題がどのように位置づけられているかについては、別途、分析する必要がある。

図1 農家の生活におけるジェンダー関係、世代間関係

資料：農林省農業改良局生活改善課編（1954）図説農家の生活改善，朝倉書店，28-29pp.及び71pp.



☆図2 生活改善実行グループ数の推移

資料：農林水産省農蚕園芸局普及教育課，婦人・生活課作成

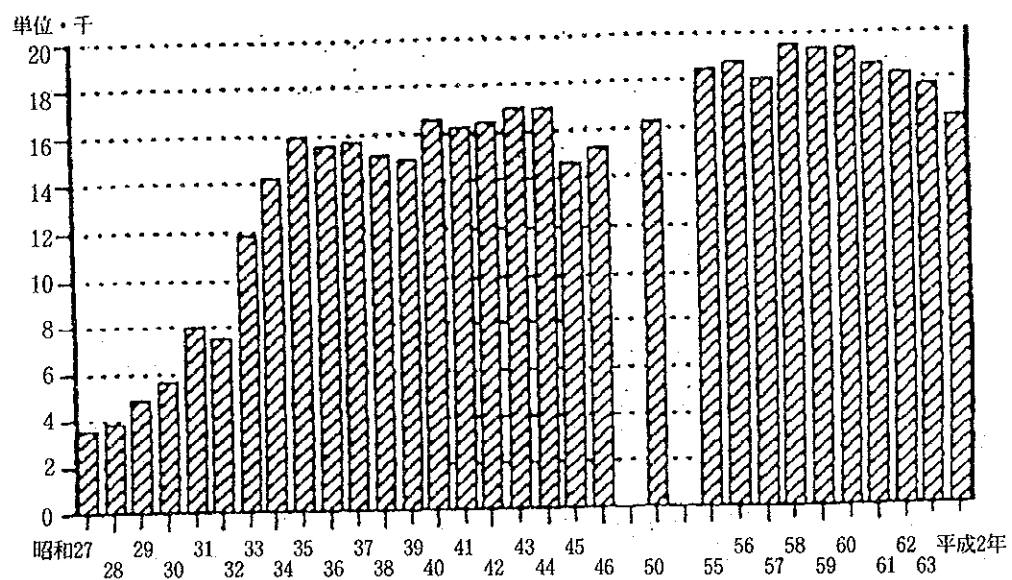


表1 生活改善実行グループ育成に際しての留意事項（抜粋）

部落の人間関係はどんな状況か？（婦人を対象にして仕事を進めやすいか？）

1. 部落内の人のつながりを知る

- ① 部落内での主な役員の決め方は民主的か？
- ② 部落役員と人々の間柄は命令者と服従者の形であるか？
- ③ 部落内の有力者間に対立があるか？
- ④ 昔の小作地主の関係が今でもあるか？
ある→それはボス的なつながりか？
- ⑤ 部落内が結束しているか？

2. 家庭内の人間関係、婦人の地位はどうかを知る

- ① 一家の財布をにぎっているのは誰か？
- ② 主婦が生活物資を購入する時の自由の範囲はどうか？
- ③ 入浴の順序は封建的なものによって決められているか？
- ④ 訪問した時に家の中のことを話すのは誰か？
- ⑤ 嫁と姑の関係はうまくいっているか？
うまくいっていない→具体的には？
- ⑥ 農業労働の家族の力による分担がみられるか？
- ⑦ 家事作業は家庭内で分担されているか？

3. 他部落とのつながりを知る

- ① 部落内がまとまっているということが他部落に対して排他的なものになっていないか？
- ② 部落と部落の間に対立があるか？あるとすれば原因は何か？
- ③ この部落は周りの部落から特殊な条件のところにみられているか？波及効果が他の村に及ぼせそうな条件があるか？

4. 会合のもたれ方を知る

- ① 女の人が会合に出席する自由があるか？
ない→なぜか？
- ② 会合への出席状態はよいか悪いか？男女の比率は？
- ③ どんな会合に女の人々の出席が多いか？
- ④ 時期は？時間は？何時がよいか？
- ⑤ 会合への出席は「集められて」か？それとも「自分から希望して」か？
- ⑥ 今までにどのような種類の会合をしてきたか？講師はどこから頼んだか？
その会合に対する皆の批評はどうだったか？
- ⑦ 誰が先に発言するか？いつも同じ人か？
- ⑧ 女の人が会合に出席する時、特に家族が家事を分担してくれるか？
- ⑨ 女の人々の会合の内容に家族は関心をもっているか？

資料：農林省農業改良局普及部生活改善課編（1954）生活改善普及活動の手引（その1），47-49pp.

2-1-4 日本における「むらづくり」運動とジェンダー

はじめに

日本における住民参加型の総合的な農村開発の代表例としては、1970年以降に展開された「むらづくり」運動があげられる。「むらづくり」運動は、その成り立ちにおいて社会／ジェンダー的視点の重要性が十分認識されたものとはいえない。しかし、女性を含むできるだけ多様な階層に住民の参画を図っている点等、開発援助における社会／ジェンダー的視点に立った住民参加型の農村調査・計画手法を検討する上で参考にできる点も多いと考えられる。そこで、本稿では、まず日本における「むらづくり」運動について概観し、ついでその中で開発された住民参加型の調査・計画手法の代表例について紹介を行い、最後に開発援助への適用可能性について考察を試みたい。

1. 日本における「むらづくり」運動の経緯と実際

1) 「むらづくり」運動の経緯¹⁾

日本において1970年代に展開された「むらづくり」運動は、高度経済成長の影響下、噴出する農業・農村問題を受けての地域再編成の取り組みといえる。この動きは、秋田県の「集落農場化事業」(1972年発足)等先駆けとして、茨城県の「集落営農」(1975年発足)、島根県の「新島根方式」(1975年発足)等のように、まず県単位事業としてはじまった。ついで国においても、地域農政特別事業(1977年発足)、農山漁村地域環境改善対策事業(1976年発足)及び手づくりのむら整備事業(1978年発足)等がスタート、農政審議会においても、1980年10月の答申で農村整備の一環として「むらづくり」が取りあげられた。さらに、農協関係においても、島根県では「イナカ再建運動」、全国的には地域農業振興計画の中で「むらづくり」が進められてきた。こうした「むらづくり」の動きを反映して、1979年度からは農林水産祭での表彰に「むらづくり」部門が加えられた。

「むらづくり」運動には構造改善、農業改良普及、農協などいくつかの異なる流れがあり、それぞれ独自の特徴をもっているが、基本的なスタンスは共通しているといえる。

「むらづくり」の目的は集落を基礎的単位として総合的な農村振興を図ることにある。そのため、きわめて息の長い運動期間が求められ、参加の様態は地域ぐるみの性格が強い。

こうした「むらづくり」は、戦前の「町村是」や「農村更正運動」が農村経済の困窮を、また戦後の「新農村建設」が食糧増産から適地適産への転換を背景としているのに対して、事業化や混住化の進展等に伴う住民構成の異質化、生活圏の広域化等による農村住民の連体性の低下という背景をもつ。噴出する農業・農村問題を地域において解決する過程では、住民の合意形成をはかることが必要とされるが、住民相互の連体性が低下しているため、話し合いの機会さえ少ないというのが1970年代以降の多くの農村社会の現状となっている。これらのことから、

「むらづくり」の基本的手順は、おおむね次のようなものとなっている。

- ① 関係機関等が集落の住民の自主的な話し合いを推進するための働きかけを行う。
- ② その話し合いの中から集落の総合的な振興計画（ビジョン）を策定する。
- ③ 農業生産振興のみならず生活環境整備を含む必要な補助事業を実施し、総合的な集落振興を図る²⁾。

-
- (1) 「むらづくり」運動の経緯に関しては、工藤清光氏の整理に全面的に依拠している。詳細については、工藤清光（1984）村落自治組織の構造と機能、農林水産省中国農業試験場報告、C27:29-114を参照。
 - (2) 三全総以降、過疎地域では大分県の一村一品運動を先駆けとする地域産業おこしが「むらづくり」の主な目的となっているケースが多くみられる。また、近年においては、有志による集落の範囲を大きく超えた広域的な地域活動の展開が数多くみられる。これらはここでとりあげている「むらづくり」とは異なる性格をもつ地域づくりといえるが、紙面の都合上触れない。

2) 「むらづくり」の実際

こうした「むらづくり」運動は、まさに集落の再編に向けた取り組みといえる。その多くは、農業施策として行われ、市町村、農協、農業改良普及所等関係機関の役割が大きい。しかし、「むらづくり」の成否は住民の主体的対応にかかっている。そのためには、できるだけ多様な階層の住民参加がなされる必要がある。「むらづくり」＝集落の再編にとって、組織的対応の担い手は、地域世帯をほぼ網羅している自治組織が中心となる。しかし、自治組織もその機能が弱まっているため、実際の「むらづくり」においては、まず、自治組織の再編が必要とされる。

一般に、日本の集落は、家々の代表すなわち世帯主（大半が中高年齢の男性）からなる自治組織を中心に運営されているが、集落によっては、伝統的な年齢集団（多くは性別により異なる）の力が強く、集落運営にコミットメントしているケースもみられる。しかし、一般に、年齢集団は、老人会等を除き形骸化、消滅の傾向が強く、かねてよりこうした中での若い世代及び女性等の意見が反映されにくい状況が指摘されている³⁾。

集落自治組織の構造について、下からの意志決定の積み上げ、諸組織の統合・調整に着目すると、①役員会あるいは代議員会の機能的分化の程度（部会制・委員会制の設置により機能的分担をとっているか否か）、②役員会あるいは代議員会のメンバーの範囲（メンバーに組や年齢集団あるいは機能集団の代表者等が入っているか否か）により4つの類型に大別できる（図1・2参照）。このうち、女性や若い世代等の意見を吸い上げ、組織的な動員や合意形成を進

	役員メンバーの範囲が	
	狭い	広い
機能的分化が低い	I 型	III 型
機能的分化が高い	II 型	IV 型

図 1 部落自治組織の 4 種型

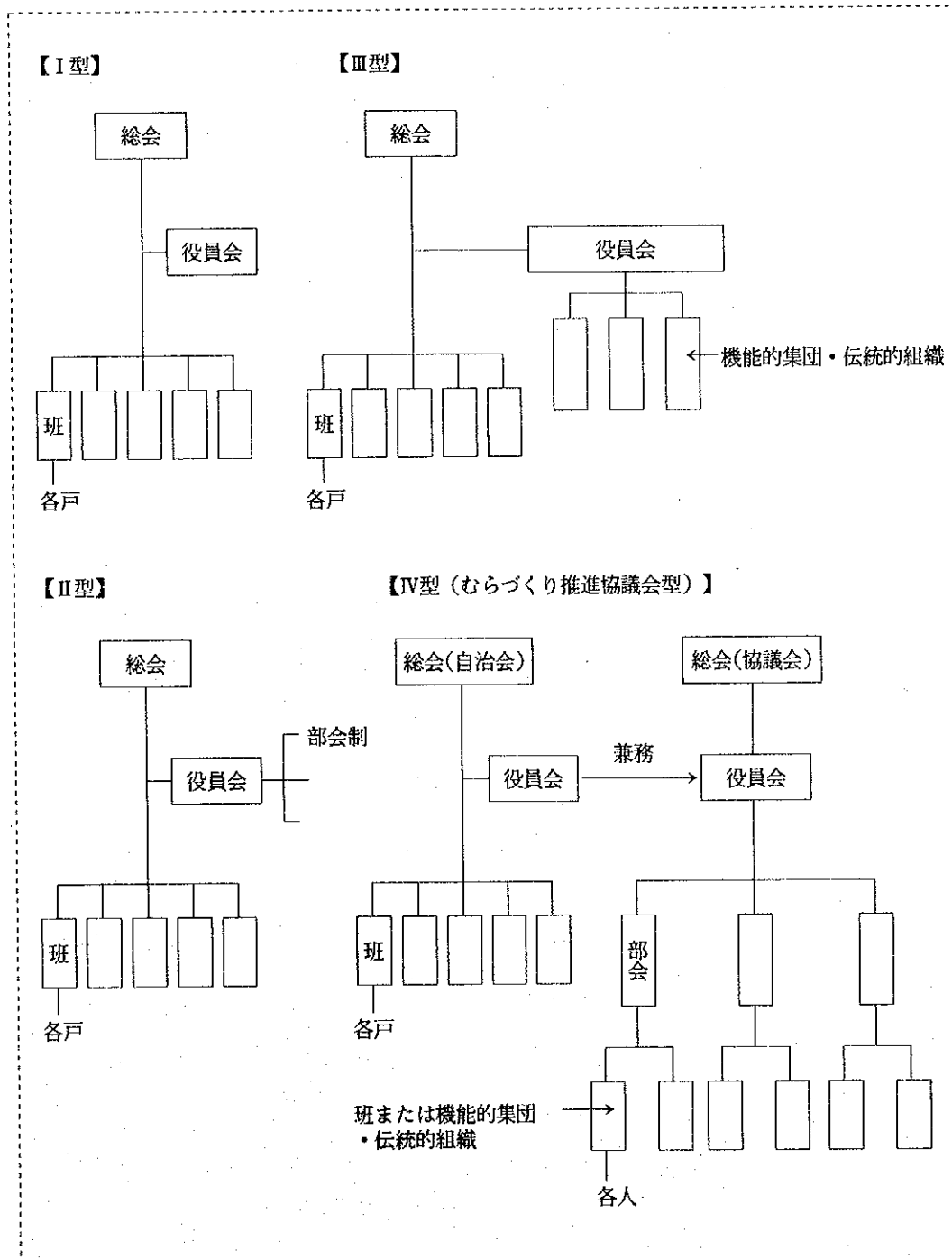


図 2 4 類型の組織機構

めながら地域活動を活発化し、「むらづくり」を推進する観点からは、部会制・委員会制が設置されかつ役員メンバーに年齢集団や機能的集団の代表等が入っているIV型が最も適合的と考えられる。その典型例が「むらづくり協議会方式」と呼ばれるものである。これは、既存の自治組織の役員のみならず、伝統的な年齢集団や機能集団の代表等を加え（女性や若い世代を含む）、既存の自治組織とは別のより包括的な組織を形成する。そして、ルーチンワークについては自治会、「むらづくり」関係の活動については「むらづくり推進協議会」を中心に推進する方式である（図2参照）。図3はその一例である。「むらづくり」は、自治組織の再組織化を行いつつ、先に示した基本的手順に従い推進されている。なお、こうした方式の開発と平行して、I型からIV型への再組織化をはかり、主体的組織的活動を動機づけるための数々の住民参加型の調査・計画手法が開発されている。

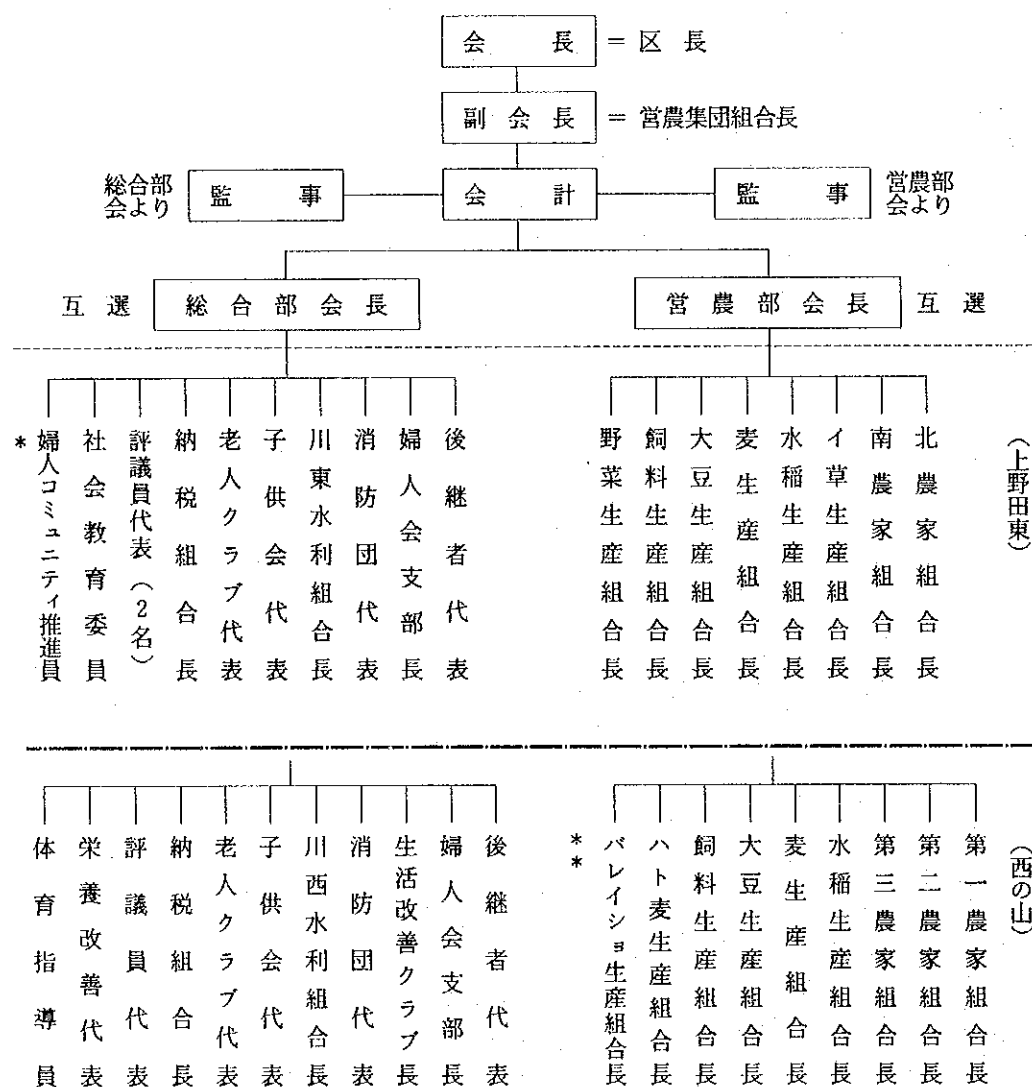


図3 「村づくり推進協議会」の組織機構

注）* 1982年度欠落、** 82年度から、西の山の監事2名は82年度欠員
出典 参考文献(1)P73

- (3) 工藤清光(1985) 東北のむらと西南のむら、(農林統計協会編、むらとむら問題、農林統計協会) P 65-70等参照。

2. 「むらづくり」における住民参加型の調査・計画手法の概要

以上のような「むらづくり」運動が展開される中で、独特の住民参加型の調査・計画手法が開発されている。ここでは、そのうち代表的な3つの手法について紹介する。

1) 環境点検地図

「環境点検地図」あるいは「ワークショップ」と呼ばれる手法は、住民自らが現地踏査の上、地図を囲んで地域の問題点や解決の方法などを話し合い、それを図面上に記入して点検地図を共同で作成するものである⁹⁾。この手法の開発は、生活改善普及サイドによる「むらづくり」運動である農山漁村地域環境改善対策事業及び手づくりのむら整備事業が契機となっている。この事業は、まず集落で生活環境上の問題点を整理し改善計画を作成し、ついで小規模な事業費をもとに、住民自らが材料を持ち寄り機械や労力を提供して身近な環境の改善を行うものである。こうした事業の推進の中で、農村建築研究サイドと生活改善普及サイド等との連携により「環境点検地図」が生み出された⁹⁾。その後、改良が重ねられ、生活環境だけでなく、生産環境に関しても一部地域で適用がなされている。

調査項目については、農業生産環境に関しては、地目別・団地別面積、基盤整備事業実施地区と基盤不良区域、生育障害地(連作障害、地力低下、排水不良他)、借地・作業受委託地の分布、出入り策地の分布等があげられる。また、生活環境に関しては、安全性(防災・防犯・道路・遊び場の点検)、保健性(生活排水・ゴミ処理・し尿処理の点検)、利便性(購買・保育・生活道路・公益施設の点検)、快適性(景観緑地・自然保護・公害・騒音・美化の点検)等である。また、環境点検地図の作成手順は以下のとおりである。

- ① テーマ毎、あるいは地区単位毎に、10名程度以内の小グループをつくる。なお、このグループは、性別及び年齢別につくられることが多い。
- ② 参加者に集落の地図(1/1,000~1/2,500等)を配布し、点検の目的や現地踏査による点検ルート等を声明する。
- ③ グループ毎に集落を一巡して点検を行い、その結果を用意した地図に記入する。
- ④ 調査結果をグループ毎に報告しあい、参加者全員で検討し、報告し合うような形式で進められることが多い。また、会場で作業を行う前に、みんなで実際に地域を歩いてまわるようなこともしばしば行われる。

図4・5は環境点検図の作成例である。

この手法の特徴は、地図によって具体的な場所を特定しながら点検することから、日常生活経験に根ざした問題点を引き出すことができる点、作業の過程で参加意識の醸成が図られる

点などにあるといえる。さらに、社会／ジェンダー的視点からみてもう1つ注目すべき点は、現実の農村社会の構造の中で、この手法を用いることにより、女性や子ども高齢者等が地域ビジョンづくりに参加することが容易になることである。日本においては、地域の方針決定の場への農村女性の参画が特に低く、参画促進の必要性がしばしば指摘されているが、この手法を用いることにより、社会的立場の相違が生み出す日常の生活経験の差が具体的に明らかになり、方針決定の中心たる男性（特にいわゆる世帯主層）の見落としがちな問題点などがしばしば明示されるため、地域づくりへ向けての女性などの参画の重要性が理解されやすい状況を生み出すことができる⁶⁾。

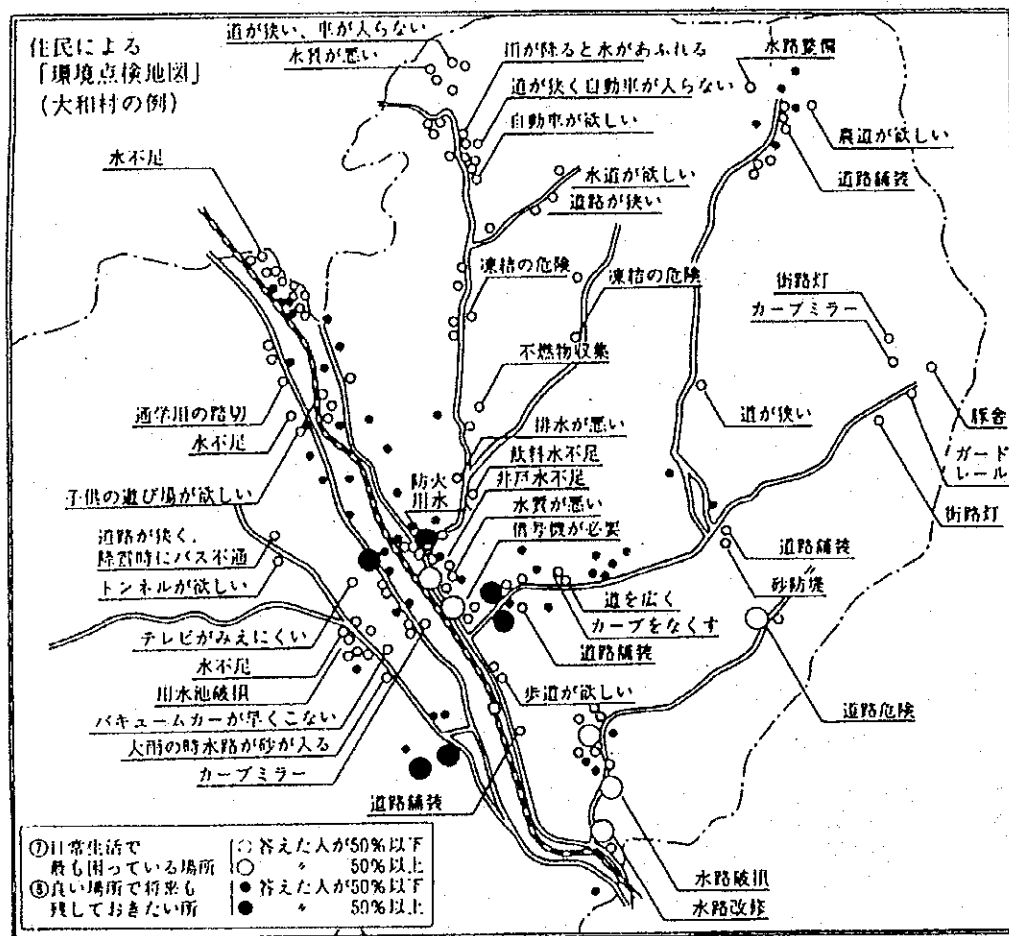


図4 点検地図の例

出典：参考文献(3)

-
- (4) 「環境点検地図」及び「ワークショップ」の詳細については、渡辺光雄（1980）『環境点検地図』理解のために－その理論と実践－、農村建築、Vol. 88, 木下勇・三橋伸夫（1991）ワークショップによるむらおこし（むらとひととくらし38）、農村生活総合研究センター、宇都宮大学工学部／里計画研究会編（1994）村づくりワークショップのすすめ、農村工学研究57など参照。
- (5) 環境点検地図の開発の経緯については、大島綏子（1993）新しい生活関係の普及活動（下）、技術と普及、30（6）、46-52など参照。
- (6) 三橋伸夫氏らによれば、男女で発想の傾向は異なり、一般的に男性の長所は日常生活から離れた斬新なアイデアにあり、短所は具体性に乏しく一過性のものが多いことである。これに対して女性の長所は日常生活に密着した具体的なアイデアであり、短所は視野の広い、生活の新しい展開をもったものが少ないということだという。詳細については、木下勇・三橋伸夫、前掲書、P 36-37など参照。
-

2) 農用地一筆調査

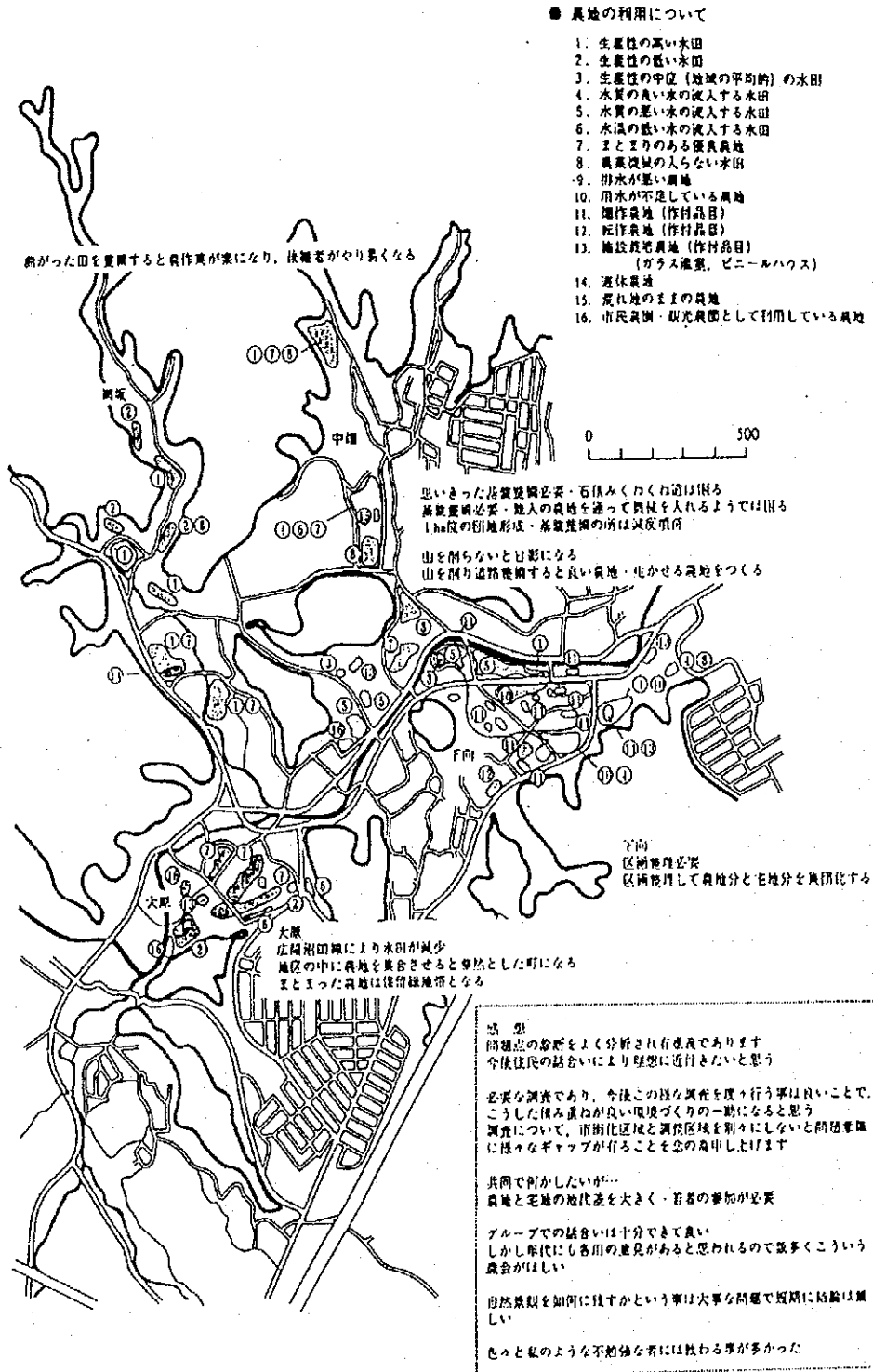
農用地一筆調査とは、その名の通り、集落や旧村単位に農用地の一筆調査を行い、筆単位の土地条件と利用意向について明らかにする調査手法である。この手法は、農協サイドを中心に開発・推進された⁷⁾。第14回全国農協大会（1976年）において、農業生産再編と集团的土地利用の達成を意図した「地域農業振興計画」の必要性が提起されたが、この「地域農業振興計画」の実効性を確保するための手だてとして、農地利用計画が着目され、そのための調査手法として農用地一筆調査が提案された。なお、その原型としては、高度経済成長の後半、地域環境を総合的に整備する地区総合計画のための土地評価の手法にみることができる。

農用地一筆調査における主な調査項目としては、農地としての土地利用条件と基盤条件、農地貸借の実態および将来の意向、現状の農地利用状況、農地転用・売却の意向等である。図6は農用地一筆調査の調査票の例である。こうした調査結果を図示した図面は、それ自体土地利用計画策定のための重要な資料となる（図7参照）。しかし、この手法の最大のポイントは、調査の実施およびその結果を図面化すること等を通じて、農業者の問題意識や相互理解を深め、地域の土地利用問題を組織的な解決に導いていくことにある。そのためには、農業者自身が一筆調査を実施し、その結果を共同作業により図面化するようなことが望ましいとされている。従って、この手法は環境点検地図同様資源評価を中心としたコミュニティ・ワークショップの一種といえる。

なお、日本の場合、農地の所有権や利用権は世帯主にある場合が圧倒的多数であるため、女性の参加が得られないケースが多い。

-
- (7) 和田照男（1984）農地一筆調査の意義と実践、全国農協中央会等参照。

図5 地区農業環境点検ワークショップのまとめ-1 (農地利用)



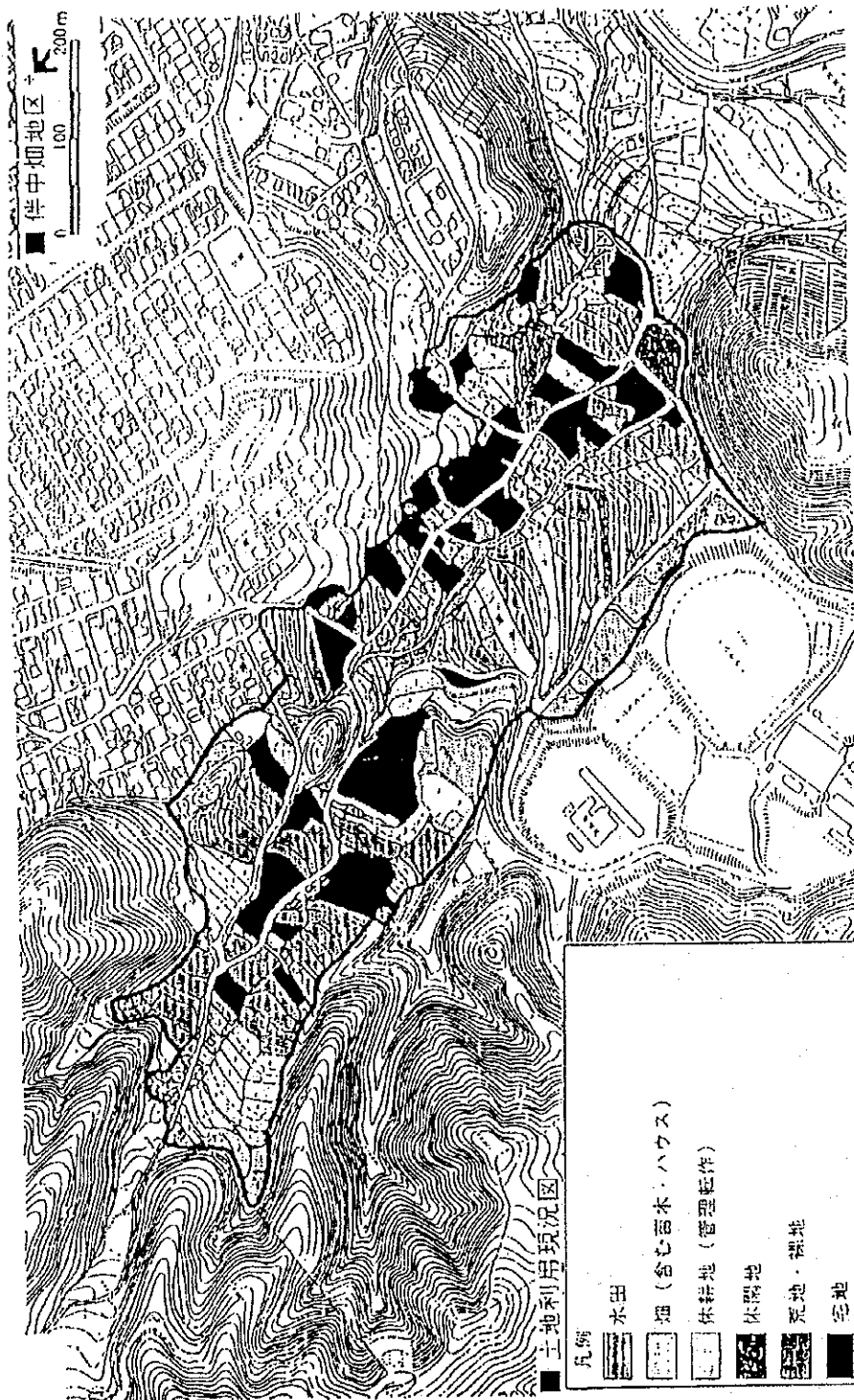


図7 農用地一筆評価の結果例（広島市：都市近郊農業地域整備計画策定報告書」1990.農村計画学会 P.106より）

3) シャトル・サーベ

シャトル・サーベとは、経営類型、振興作物、生産組織、生活環境施設などの項目を配した白紙の一覧表を地元参加者に配布し、参加者と議論しながら一覧表(図8参照)を調査者等が埋め、地域総合開発計画や農業振興計画を作成するための調査・計画手法である。岡山大学の目瀬守男教授により開発された⁸⁾。作成結果は、必要に応じて、整理して再度地元へ提示し、修正や追加などを行う。このように一枚の表が地元参加者と計画者との間であたかもシャトル(機織り機の梭)のように往復運動するところから名付けられた。主として市町村レベルの総合計画や農業振興計画を住民の意見を集約しながら、積み上げ方式で作成するための調査・計画手法として開発されたが、集落レベルの住民参加型の調査・計画手法としても応用可能と思われる。

この手法の特徴は、比較的簡便に地域住民の意向の把握が可能なこと、一覧表を埋める作業は簡単で、初めての参加者にも容易に理解できること、作業の過程で参加意識の醸成が図られることなどにある。先の環境点検地図や農用地一筆調査が空間的な問題把握を得意としているのに対して、シャトル・サーベは、農村社会構造を基礎に展開されたものであるため、より守備範囲が広いといえる。また、環境点検地図や農用地一筆調査のねらいが地区レベルの現状調査や問題点の整理にあるのに対して、シャトル・サーベの主なねらいは、市町村レベルのビジョンと方策に対する住民ニーズの把握にある点も大きな差といえる。

(8) 目瀬守男編(1990)地域資源管理学、明文書房等参照。

3. 「むらづくり」のための調査・計画手法の体系化

今日では、上記の調査・計画手法に加えてアンケート調査などの調査手法を組み合わせ、分析手法においてはさまざまな多変量解析手法を導入しつつ、「むらづくり」の推進のための調査・計画手法の体系化・精緻化が地域計画研究等の領域で進められている⁹⁾。ここでは、その1例として、近年、岡山県農業試験場で開発された農家参加型の集落の農業・生活の診断手順について紹介する¹⁰⁾。

この診断手法の全体の枠組みは、6段階に分かれている(図9)。

第1段階は、対象集落の位置づけである。ここでは、市町村レベルにおける対象集落の位置づけを明確にするため、センサス集落カードを用いて農業の活力を分析し、対象とする集落の特徴を整理する。

第2段階は、対象集落の調査・分析である。ここでは、対象集落の農家のアンケートによる悉皆調査と集落の各種生産組織・生産組織等のヒアリング調査を実施すると同時に、集落の土地・環境点検等の現地踏査を行い集落の土地・環境点検地図を作成する。これらの調査結果から、集落の農業生産・生活の特徴と問題点を抽出するとともに、農家の意識構造を明らかにする。

【農業・農村計画用】

地区	経営類型			農業生産方向		機械・施設整備	生産組織・村づくり組織	土地利用計画 農用地利用推進	土地基盤整備 農用地開発	商・工・観光開発	生活環境整備・生活環境保全
	自立経営農家	専従農家	定住農家	現況維持 改善作目	振興作目 （観光農業）						
全体											

【総合計画用】

地区	土地利用構想	産業					教育・文化 スポーツ	生活・福祉・環境	整備施設
		農林水産業	工業	商業	観光、レクリエーション				
町全体									

図8 シャトル・サーベ어의様式例

出典：参考文献(8)P88

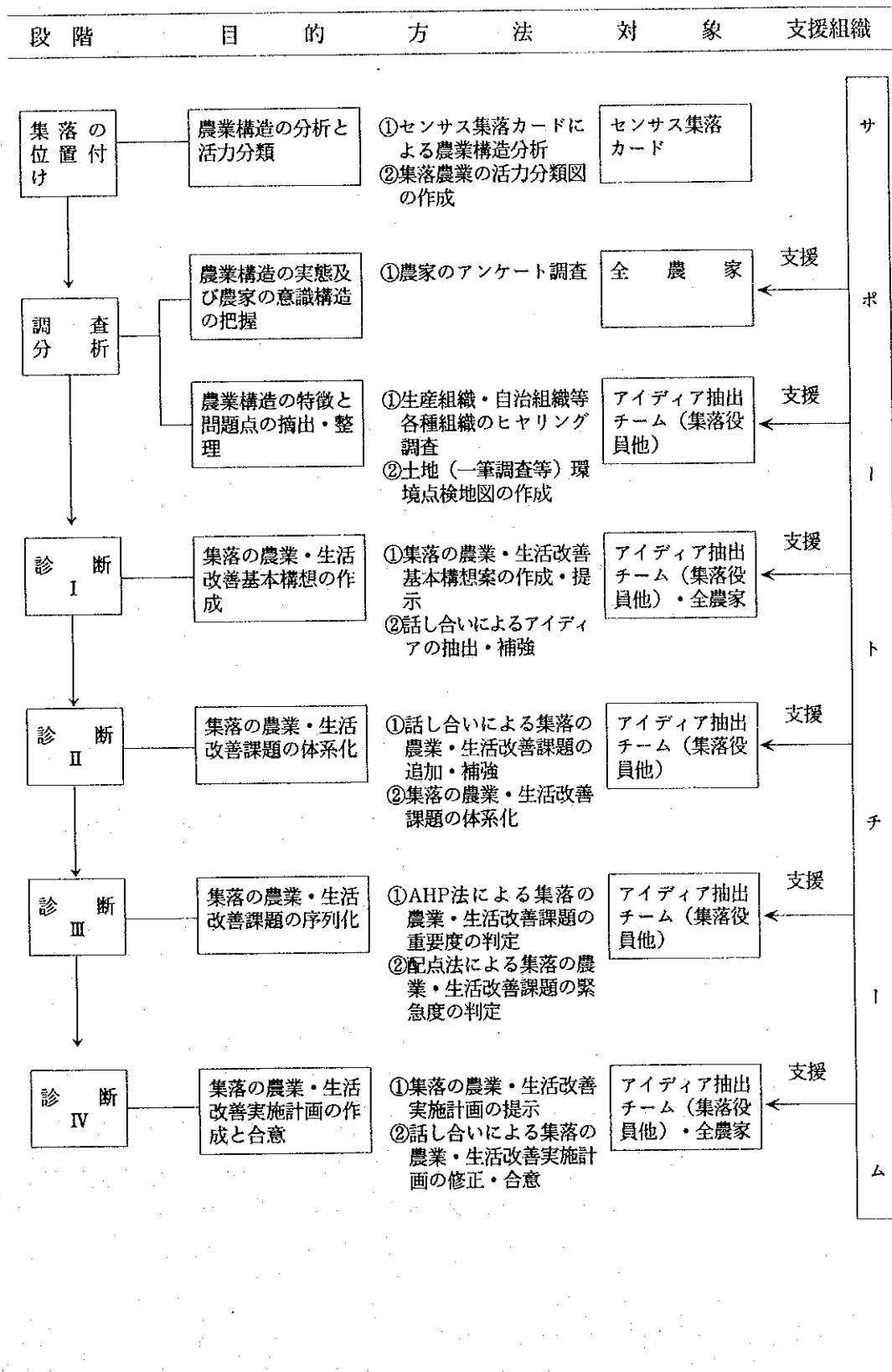


図9 集落の農業・生活の分析・診断手順

出典：参考文献(9) P.41

第3段階は、集落の農業・生活改善基本構想の作成（診断Ⅰ）である。第2段階の調査結果をもとに、集落のビジョンを示す農業・生活改善基本構想案を作成し、集落に提示して話し合いを行い、構想案の修正を行う。

第4段階は、集落の農業・生活改善課題の体系化（診断Ⅱ）である。第3段階で作成した集落の農業・生活改善基本構想を実現するために必要な課題を抽出・体系化する・課題の体系化にあたっては、集落リーダーや住民と話し合いを行いながら課題の追加・補強等を行う。

第5段階は、集落の農業・生活改善課題の序列化（診断Ⅲ）である。ここでは、第4段階で体系化した課題の実施計画を作成するために、集落リーダーを対象にAHP法と配点法¹¹⁾を適用して、重要度と緊急度をもとにした課題の序列化を行う。

第6段階は、集落の農業・生活改善実施計画の作成と合意（診断Ⅳ）である。ここでは、序列化した課題を話し合いにより修正を加えながら実施計画の作成と合意形成を図る。

以上がこの手法の手順であるが、診断を行う過程で集落の農業・生活改善に関する新しいアイデアを提供する機能をもつ「アイデア抽出チーム」を集落のリーダーを中心として、アイデア抽出チームへの助言を行う等診断を支援する機能をもつ「サポート・チーム」を市町村、農協、農業改良普及センター（農業改良普及所）等の関係機関を中心として事前に結成しておき、手法の円滑な適用をはかることが提案されている。

-
- (9) 例えば、河村能夫（1994）地域活性化と計画（地域活性化シリーズ8）、明文書房等参照。
 - (10) 坂本定禰（1993）集落の農業・生活診断のマニュアル、岡山県立農業試験場経営調査部研究資料等参照。
 - (11) AHP法とは、いくつかの評価基準で代替案の優劣を比較するために考案されたシステム分析手法の1つであり、一対比較を積み上げることによって、定性的基準を含む複数の判断基準に基づく意志決定への支援を行う手法である。また、配点法とは、調査項目を数段階に分け、段階毎に点数を付与し、各項目の回答者数との積から優先順位を導き出す手法である。なお、AHP法については、刀根薫（1986）ゲーム感覚意志決定法、日科技連、星野敏・北村貞太郎（1989）AHPを用いた評価手法の考察、農村計画学会誌、Vol. 7-4、浅井悟・斎藤仁蔵・門間敏幸（1991）住民参加による集落計画目標体系策定と支援手法、農林水産省東北農業試験場報告、Vol. 83等参照。
-

4. 開発援助における適用可能性について

以上のような「むらづくり」において開発された住民参加型の農村調査・計画手法は、あくまでも1970年代以降の日本の農村において開発されたものである。そのため、適用にあたっては、その時代的、社会的特殊性を踏まえた上での、慎重な検討が必要とされる。適用が可能に

なるための社会的条件としては、例えば次のような点が考えられる。

- ① 住民参加型の農村調査・計画手法の適用が十分効果的であるだけの経済的水準等が確保されていること
- ② 多様な階層の参加によるむらづくりが可能な程度に社会的に同質的であること
- ③ 日本における集落程度の地理的広がりにおいて生産や生活に関して一定の社会的まとまりがあること

このうち②について付言すれば、日本においても、いわゆる家の格式や性別、年齢等の相違により地域づくりの意志決定の権限に関して差がみられるが、多様な階層の「むらづくり」への参画はある程度まで可能である。これに対して、イスラム教が支配的な地域やカースト制度が強固な地域のように性別や社会階層による差が顕著な地域では、その適用は難しいといえる。

さらに、「むらづくり」の中で開発された調査・計画手法は、具体的な調査項目や手順等については調査者の裁量にまかせられており、非定型的な部分が多い。そのため、実施にあたっては、十分なトレーニングを受けた熟練調査者の存在が不可欠であり、そのような人材が確保されないような地域では実施が難しいといえる。

しかし、日本には、「むらづくり」の中で開発された住民参加型の調査・計画手法のノウハウを有した人材が生活関係改良普及員を中心に数多く存在する。従って、前述の条件を満たすような地域における社会／ジェンダー視点に立った総合的な村落開発プロジェクト等でのそうした人材の登用（現地の普及員らに対するトレーニング等）を含め、その適用について検討を行う意義は大きいと思われる。

参考文献

- (1) 工藤清光（1984）村落自治組織の構造と機能、農林水産省中国農業試験場報告、C 27: 29-114
- (2) 工藤清光（1985）東北のむらと西南のむら、（農林統計協会編、むらとむら問題、農林統計協会）P 65-70
- (3) 渡辺光雄（1980）『環境点検地図』理解のために－その理論と実践－、農村建築、Vol. 88
- (4) 木下勇・三橋伸夫（1991）ワークショップにおけるむらおこし（むらと人とくらし38）、農村生活総合研究センター
- (5) 宇都宮大学工学部／里計画研究会編（1994）村づくりワークショップのすすめ、農村工学研究57
- (6) 大島綏子（1993）新しい生活関係の普及活動（下）、技術と普及、30（6）、46-52
- (7) 和田照男監修（1984）農用地一筆調査の意義と実践、全国農協中央会
- (8) 河村能夫（1994）地域活性化と計画（地域活性化シリーズ8）、明文書房
- (9) 坂本定禧（1993）集落の農業・生活診断のマニュアル、岡山県立農業試験場経営調査部研究資料

- (10) 刀根薫（1986）ゲーム感覚意志決定法、日科技連
- (11) 星野敏・北村貞太郎（1989）AHPを用いた評価手法の考察、農村計画学会誌、Vol. 7-4
- (12) 浅井悟・斎藤仁蔵・門間敏幸（1991）住民参加による集落計画目標体系策定と支援手法、農林水産省東北農業試験場報告、Vol. 83

2-1-5 インドネシアにおけるWID・社会ジェンダー分析の周辺

—畑作農村の調査事例を中心に—

1. 問題の背景

1) FSR(Farming Systems Research)の概念

先に実施されたフェーズIにおいて、既にWID配慮に関連する広範な情報の整理と考察がなされた。また、国際農業協力協会により逐次公表されている一連の資料及び国際協力事業団の手引書等で詳しく紹介されているので、本章ではインドネシアの農村調査を事例にWID及び社会/ジェンダー（以下S/Gと記す。）の考え方と調査法について考察を進めることにする。しかし、WID及び社会ジェンダーに関連する課題はさまざまな面でわが国とは異質の社会構造をもつ開発途上国の開発問題を対象としており、社会的な性差を生み出す基盤も大きく異なることから、まず筆者の基本的なスタンスを整理しておくことにする。

手もとに先に述べた数多くの資料に加え幾つかの報告があるが、その多くは共通してこのWIDに関連する問題やジェンダー分析をファーマー・システム研究（Farming Systems Research：通称FSR）と結びつけ考察している。筆者はこのFSRに関心をもち、10数年にわたりフィリピン、インドネシア、マレーシアの島嶼部東南アジアの村で、各種の調査に携わってきた。FSRの細部については、わが国にこの方法を紹介した一人である鈴木（当ワーキング・グループ：WGの主査）により第2章で言及されているので、ここではごく簡単にその概念に触れておく。

このFSRは途上国の農業開発のための調査研究方法の1つであるが、営農体系（farming systems）下の問題解明にあたって、必要な診断、設計、試験、普及に関連するさまざまな手法が適用される。FSRで基本的に重視される点は、問題の根源を農業が営まれる現場で探索し（現場主義）、営農の体系を可能な限り他の関連研究分野との共同研究をとおして総合的に考察し（学際主義）、現地の人々を中心に問題の解決にあたる（実践主義）ことにある。

このFSRの方法論については、日本においてコールドウェル（Caldwell:1984）、鈴木福松（1986）、和田照男（1988）、さらにコールドウェルら（1993）の論稿があり、その理念とわが国における類似した研究の系譜が整理されている。コールドウェルの事例研究に続き、和田がコーネル大学のバーカー（R. Barker）らの研究を紹介し、FSRは比較的多くの人に知られるところとなった。

FSRは、1970年代後半から1980年代にかけて、主に東南アジアを中心に南アジア、アフリカ、南米などの開発途上国で開発され、多くの国で応用されるようになった。この経緯からも判断されるように、FSRは開発途上国に対する西欧型の農業の近代化に再検討を図る技術もしくは開発論と関係している。アジアにおける「緑の革命」は、開発途上国の食料増産に大きく貢献したが、他方で技術普及や経営改善に結びつかない現実にも直面した。FSRは、特定

の技術開発だけではなく伝統的に培われた農業生産システム全体を理解し、そこから問題の根源を探り具体的な方策を見出そうとする考えに立っている。

2) FSRとWID・S/G視点

では、このFSRに呼応して、何故、WIDやジェンダー分析が論じられるのか？ そこには大きく次の3点が関係している。1つは、農業の担い手として女性や子供あるいは高齢者、さらには土地なし労働者階層を含めたいわゆる社会的弱者とされる人々が極めて大きな役割を分担しているという事実が徐々に認識されてきたこと。2つは、そうした事実にもかかわらず、新しい技術やそれを在来の農業技術や農法と融和させ現地に適応した体系に創りあげていく過程で、人々の知識や資力の不十分さや社会的性差が強い規制要因として働いている事情がはつきりしてきたこと。そして、3つが農業とそれを支えるさまざまな生業にそうした人々の経済活動が重くかつ深く機能しており、農業を中心とした経済大系全体、もしくは農村社会や地域社会に無視できない位置を占めていることが分かってきたこと、がそれである。

多くの開発途上国の農村調査結果が示すように、1つの最適条件が必ずしも全体の最適化を意味しないことが多い。アジアの農村部でみられる伝統的な農作業を例にとってみても、共同体意識に根ざした慣行がその社会の基層にある。稲作地帯でよく見られる収穫作業の分配慣行は、老いも若きも、そして経済的弱者も全て包みこんで富を分かちあう互惠精神に立っている。しかし、そこには他方において、伝統的に培われた社会的性差の問題も息づいている。そうした面に配慮を欠いた開発は、真の開発とはほど遠いという認識において、FSRにもそしてWIDやジェンダー分析の意図にも共通した1つの考え方があるとみてよい。

筆者は、こうした理解に立って、インドネシアを事例に、特にWID-Integratedの問題を考察しようと思う。既に述べたようにFSRもまたWIDに関連した研究も、1つの学問的な体系化や応用面での蓄積という点で日が浅い。確かにハーバード方式やカナダのCIDA（カナダ国際開発庁）方式はほぼ確立した1つの方法とみてよいが、適用事例はまだ必ずしも多いようにはみえない。総じてこれからの研究領域の拡大に深く関係してこよう。こうしたことから、第2節ではインドネシアにおけるWIDを中心とした調査研究の様子を整理し、第3節で西部ジャワの畑作農村の事例を追いつつ、第4節で調査方法上の問題点の整理と今後を展望することにしたい。

2. インドネシアにおけるジェンダー調査研究の動向

1) WID問題の台頭

当国のWIDに関連する基本的施策については、女性の役割のための国務大臣官房報告に概説されているが（『農村女性と技術発展』国際農林業協力協会 平成6年 92～99頁）、両性の同等の権利、義務及び雇用概念を法的に保証しながら、他方で実態との間で女性への差別における格差が依然として広範に残っていることが指摘されている。その原因の大部分は男性に固

有な特権と責務を付与した国民の歴史と文化に深く根ざす伝統的な社会的態度と慣習の影響によるものとしている。

当国におけるジェンダー分析の経緯については、1990年6月にボゴールで開催された「稲作を中心としたFSRにおけるジェンダー分析研究会」の資料に比較的詳しく述べられている（Gender Analysis in Rice Farming Systems Research : Does it make a difference ?, *Report of the Women in Rice Farming Systems Workshop*, CRIFC/IRRI, 1990）。ここでもWIDを配慮した開発案件は、女性を主な対象者とする開発プロジェクト（WID-Specific）と女性を対象者の1構成者とする開発プロジェクト（WID-Integrated）に区分して扱われているが、調査研究の主要な関心は未だ前者に置かれている。したがって、ジェンダー分析についても、男女の社会的役割による性差を女性を主な対象として考察したもので、より広義の社会的な貧富の階層格差等を含めた問題には積極的に言及していない。

その報告の中から、全体の基調報告に相当するシウイの見解を中心に、当国におけるジェンダー問題への取り組み方とそれへ向ける関心を整理しておこう。シウイ（Sri Suharni Siwi）は、中央食用作物研究所の病理昆虫部に所属する研究者であるが、ボゴールのこの研究所を拠点に進められ、JICAとのかれこれ20年余りになる農業研究協力の初期から中期にかけて、カウンターパートとして中心的役割を果たされた。後年、その成果に対し東京農業大学から学位を授与され、その後、当国のWIDを中心とした問題に対しても指導的立場にある人である。余談ではあるが、先年、現職で他界された同研究所所長とのおしどり研究者としても知られている。

2) FSRとのリンケージ

シウイ報告の特色は、FSRとの関連で同国においてどうWIDへの関心が展開しているかを具体的事例を含め紹介している点にある。同国の著名な社会学者であるボゴール農科大学のサヨグヨ（Pudjiwati Sajogyo）は、この報告書に掲載されている他の論稿で、ホワイト（B. White）らの調査事例をひきながら、①当国における農村部の貧困は過剰就業によるような半失業状態によるものではなく、むしろ西欧の標準では測りえない過剰事情に起因し、②どの職種をとってみても女性の就労時間が男性より圧倒的に多く、③とりわけ農村部の貧しい女性はあらゆる点においてオーバーワークを課されていると強調しているが、この点ではシウイも同様の見方を示している。

また、この多労に対する法外に低い見返りについて、シウイはこれまでさまざまな研究をとおして、例えば、パッケージされた改善技術が同国の農業生産の向上に果たした効果を認めながら、そこに女性がどう関わったかが明確に理解されていないことによると言及している。またその背景に伝統的かつ文化的に農家の代表を男性に限定して扱う考え方や、農業生産に直接結びつく普及、さらには日々の生活に関連する信用の供与についても、男性だけに余りに偏向しているため、さまざまな開発効果が本当の社会システムの発展とは結びついていないと指摘

している。

当国においてその社会に内在するこうした性差の問題は、かなり早くから認識され漸次改善する方途がとられてきた。その背景下で、農村部における貧困の問題とWIDを結びつけ、FSRが注目されたその端緒は、1983年にIRR Iが開催した「ファーマー・システムにおける女性の役割に関する研究会議」に負う処が少なくない。この会議を契機にインドネシアを中心としたアジア諸国で、WIRFS (Women in Rice Farming Systems) のためのネットワークが敷かれることになった。ここではIRR Iが指導的役割を担い、フィリピン、タイの東南アジア諸国やインド等の南アジア諸国等政治、文化、宗教を異にする国々を対象に、稲作を中心としたファーマー・システムの中で女性がどのような役割を担い、どのような性差の状態にあるかの調査と情報の収集が開始されている。ARFSN (Asian Rice Farming Systems Network) の傘下にあるWIRFSは、その後のインドネシアに、WIDを配慮した技術開発への認識を高め、稲作に限定されてはいるが、農業の研究や普及におけるWIDの制度化を促進するという点で、大きな影響を及ぼしているとされている。

3) WIRFSの現況

インドネシアでは、FSRを具体的に進めるため1980年代の早くから全国6カ所に調査拠点が置かれていた。WIDを配慮した先のWIRFSネットワークは、この拠点と重なるように配置されている。高い経済成長を続ける同国において、動態的な変化の過程にある農業、ファーマー・システムへのその影響、そこでのWID問題を観察する定点調査地では、ジェンダー、とりわけ女性の生産活動における役割、そこでひき起こされる問題、さまざまな制約要因を明らかにし、女性が技術開発へより活動的に関与でき、そこからもたらされる恩恵を分かちあうようにするシステムを創るための基礎調査がなされ、現在も継続されている。

WIRFSの調査拠点は、同国の多様な生態系を考慮し、以下の6カ所に設置されている(図1)。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 有畜農業システムにおける女性の役割 | (南スマトラ州の天水畑作移住地) |
| ② 土壌保全営農 | 〃 (中部ジャワ州の上部集水域) |
| ③ 稲・養殖 | 〃 (西部ジャワ州の灌漑水田地帯) |
| ④ 高温多湿営農 | 〃 (西スマトラ州の移住地) |
| ⑤ 天水稻・畑作営農 | 〃 (南スラウェシ州の天水田地帯) |
| ⑥ 潮汐地営農 | 〃 (南カリマンタンの汽水域) |

これらの調査拠点でFSRと連動したWID配慮の農村調査が実施され、1988年4月には関係者による第1回ワークショップが開催されている。ここではWIDを配慮した調査を、一般的なジェンダー分析と重ねあわせており、「開発に含まれる人々の特に男女間の役割、責任、開発やとりわけ女性の参加を制約する諸条件、雇用等の機会均等の現況を分析・把握する」ことが当面のねらいとされている。そこで検討されたWID配慮に関連する調査項目は、異なる

活動における男女別の労働力利用に関連する時間及び配分のデータ、男女別の所得、賃金及び支出に関連するデータ、生産、消費、流通及び意思決定に関連するデータ、を収集するように組立てられている。

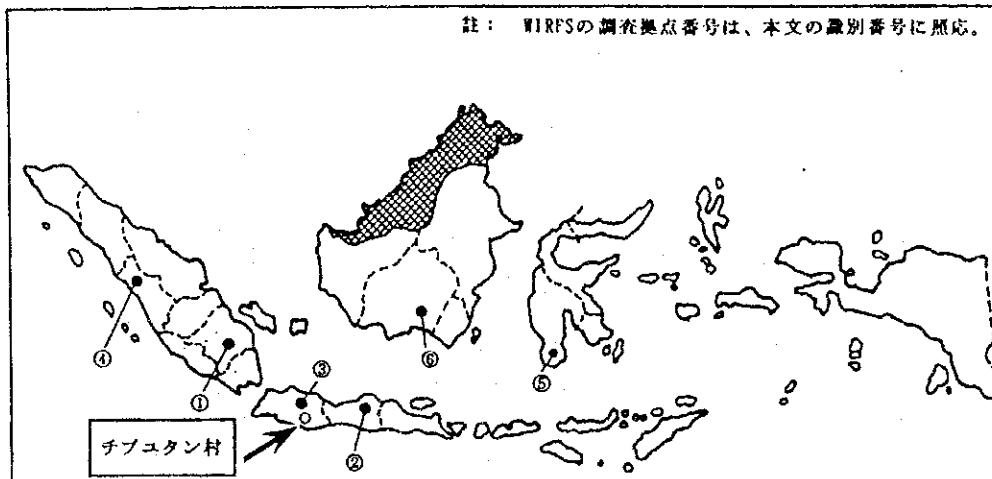


図1 インドネシアにおけるWIRFSの調査拠点とチブユタン村の位置

その後、都合3回のワークショップが開催され、1989年4月にはそれぞれの調査地の事例分析を持ち寄る会議がタイのバンコックで開催された。シウイの基調報告はこの会議の経過を踏まえ、同年6月のボゴール研究会にむけ取りまとめられたもので、以上の経過報告に続けて上記3項目の調査結果が紹介されている。

結果は図を用い丹念に解説されているが、先にサヨグヨがホワイトらの結果を要約した諸点をほぼ追証した内容となっている。農村部において男女間の就労時間がどのような現況にあるかについては、女性の就労時間が10時間/日を越えるのに対し、男性のそれは下回っていること、また農村部の女性は特に家事と就農その他の用務が重なり労働過重の状態にあること等が具体的な数値で示されている（就労時間については両性による分担が比較的はっきりしており、西部ジャワでは農作業の従事時間が男性 6.3時間/日に対し、女性 2.1時間/日となっている）。しかし他の調査地の事例と比較すると、女性は雑務が極めて多く、そのためあるきまった仕事に対しては過少評価を余儀なくされる状態にあること等が確認されている。この他、所得や消費に女性がどう関与しているか、さらにさまざまな意思決定の場に彼女らの意思がどう反映されているかについても述べられているが、一般に予想されるよりはるかに高いレベルで女性はいずれにも関与し寄与していること等も、このFSRに関連する調査から明らかにされた。

4) W I D関連調査研究の現段階

以上の結果が示すように、W I D-Specific に課題を限定してみても、その調査や実態の解明は今その緒についた状態にある。どの報告にも、例えば回教という宗教からみた見方や、

社会構造の問題点には言及していない。そうした社会的、文化的、宗教的な制約下で、現在、女性がどのような状態におかれ、そこで農業を中心とした生業の経済活動にどう寄与しているかの基本的確認作業が、F S Rの調査研究と平行して徐々に進められている現状にあるとみるべきであろう。したがって、WID配慮についても農村や農家調査をどう組立て、進めるかについて試行が重ねられている段階とみてよいだろう。

サヨグヨは、その論稿で、新しい技術やものの考え方が1つのファーマリング・システムにおける女性の役割に大きな変化を促す方向へ作用していること、また、灌漑施設の整備や革新技術が農業・非農業部門を含めて働く機会を女性に開いていることを強調している。そしてジェンダーに関連した一連の分析が開発において女性が直面する問題や状況を少しずつ明らかにし、そこから政策立案者により有益な洞察を与えているとも述べている。しかし、依然として国のガイドライン (Guidelines of State Policy) とはほど遠い状況に多くの女性が置かれており、WIDへの関心が今後の開発効果をさらに高める重要な鍵となることに言及している。

3. 畑作農村の調査事例

このようにインドネシアにおいても、WIDを配慮した開発問題に対して関心が高まっているが、このWIDを配慮した考え方や対処の仕方について以下では具体的な調査事例に沿って考察していこう。前述したように、F S Rには多様な接近の仕方がある。ここでは、畑作振興の基本的な問題を探索しその社会経済構造を明らかにするために、西部ジャワ州ガルート県の畑作農村で行った調査事例を取り上げる (Morooka *et al.* 1990)。

1) 調査の目的と課題

本報告の第1章で「WID配慮とS/G視点を踏まえた農村実態調査手法」について総括がなされているが、ファーマリング・システムの概念図は第1章の図1に示されている。問題は、取引の関係が複雑で極め広範多岐に亘るリンケージから成る営農システム下で、WID配慮やS/Gに関連する問題をどのように捉えるかにある。第2章ではその具体的なアプローチが細部について解説されているが、ここでは1つの農村を事例に、WID配慮に代表される問題を組み込む調査の仕方を考えてみようと思う。

調査にあたってはその目的と課題が明確であることは勿論であるが、WIDやS/Gを念頭におくそれは例えば農村社会の全容を正確に知ることであり、その社会に女性がどう関わっているのか、またそこにおける社会的性差がどのような状態にあるかをまず明らかにしようとすることを目的とする。従って調査表の組み方も調査の備えも、問題がある特定の技術の改善等に絞られたそれとは異なってくる。ここでは、そのことを念頭に置きながら検討を加えることにしよう。

1980年代初頭、インドネシアでは主食である米の生産が比較的順調な伸びを示しほぼ自給可

能なレベルに到達していた。その頃より、農業政策の主眼は、ある特定の作物から他のさまざまな作物を取り入れた多様化策に比重が漸次移されていく（第3次開発5カ年計画：1979-84）。この背景には、これまで開発が充分ではなかった畑作農業の振興を図り、農村経済を活性化することが意図されていた。また、当時、増大傾向にある大豆の輸入量を軽減し、加えて動物性蛋白質の摂取に宗教的な理由から大きな制約がある当国の事情を考慮し、可能な限りこれを大豆で補填する必要性が高まったこと等が勘案されていた。

大豆は畑作物であり、開発が比較的順調に進んだ水田地帯の農業や農村に代わって、それが遅滞している畑作農業振興の基幹作物として注目されることになった。因みに、1980年代中葉で全国の平均収量は0.7t/haと低く、もっぱら伝統的な栽培技術に起因するものとされていたが、大豆作をどのような農家がどのように担い、その経済効果がどの程度であるかについては実態が不明で、当時は技術開発の方向が見いだせない状況にあった。ここで紹介する調査事例は、こうした事情を背景に、伝統的な栽培様式下で大豆等の畑作物を栽培する農村を事例に、在来農法の実状と経済の仕組みを精査することに置かれていた。

2) 調査地の選定

(1) 選定の基準

調査地一帯は典型的な中山間の畑作地帯で、複雑な作付体系下で大豆を中心にさまざまな作物が間混作されているが、同県内の現地踏査を経て最終的にはバニュレスミ郡チブユタン村が選定された。調査地の選定は非常に重要な課題で、調査結果の客観性や代表性を左右する。WID配慮やS/G視点の調査にあたって、この調査地の選定は極めて重要であり、慎重な検討を要す。開発案件との関連になると、特に現地サイドがあらかじめ選んだ処や、現地に明るい邦人の支援による処が多くなりがちであるが、選定に大きな偏りや特殊な事情が重なっていないかどうか調査に携わる関係者が自ら充分目を配ることが必要となる。

インドネシアの調査事例の場合、当時、この国に行政の末端機構として置かれていた6万数千の村（desa）から1村を選定する作業であり、事前準備にかなりの下調査を要したが、最終的には次の諸点を考慮することにした。①問題と解明すべき課題を整理し明確にする（大豆を間混作し営農改善にもよく対応しているが、生産が一向に期待した程に伸びない村）。②既存の資料や情報を丹念に検討し、現地の人々との会合を通して状況の正確な把握に努める（農業事務所や普及事務所の関係資料の整理と村の寄り合いの様子を知る）。③複数の調査候補地を現地の関係者と丹念に踏査し、必要な比較評価の指標を選定する（地主・小作関係、経営規模、市場へのアクセス等）。④関係機関、そこに住む人々に調査の趣旨をよく伝え、参加の意向（willingness）をよく確かめる（インドネシアの場合、調査許可の取得がかなり難しく、村長らの理解が必要）。⑤人口の大きさ、集落の様子、農業の態様等から候補地が一帯を代表する典型的な調査地かどうか等を細部について吟味する。

こうして、ここが中山間の立地条件下で伝統的な畑作農業を営む典型的な村であることを基

準調査 (baseline survey) で確認し、定点調査地とすることにした。その後、さらにこの村 (1985年現在、957戸) で予備調査を重ね、家族構成、主な職業、経営規模、農具や家畜の保有状況、副業の有無、生産の状況等を整理し、ここでは最終的に7つの集落(kampung)の1つババカン集落を精査の対象地とした。

(2) 事前調査の留意点

本書の第2章でいう迅速調査を含む事前調査に相当する基準調査では、集落の全戸が調査の対象とされた。村役場には、その村の人口や土地台帳によるとされる地籍情報があるが、必ずしも正確なものではない。そのため集落の母集団を知るために、必要最小限の情報収集を出来れば全戸について行っておくことが望ましい。ここでは、住民と農業及び土地の関わりについて集落全体の情報を収集し解析した。主な調査項目は、世帯の構成 (名前、年齢、修学・就農経験、本業と副業の様子、農家・非農家の別)、経営耕地 (分筆の様子、筆別の面積、自作・小作地の識別、雨期・乾期別の作物構成)、主な作物の栽培状況 (この村の場合は大豆作が中心であるので、大豆の品種名、前作の収量、施肥量等)、その他 (営農上の諸問題、その対処法、対外的な支援に向ける期待等) である。インドネシアの場合、ジャワの経営規模は平均で0.5haであり、それが分筆されて複雑な土地貸借契約下で営農がなされている。そのため、この基準調査でも、とりわけ土地の所有状況の調査に力点を置くことにした。

しかし、この事前調査は調査農家との信頼関係が不十分な状態で行われたため、土地に関する情報や収量については、調査農家の警戒心や不信感も働き回答の内容は必ずしも正確ではなかった。これは、その後の精査で判明したことであるが、事前調査の場合はそうした誤差を大数で補い、出来るだけその差を薄めることを念頭に置く要があり、サンプルは多い方が好ましい。これは、特に表にでることが日頃少ない回教社会の女性や村社会の中で比較的低位な立場にある人々 (そういう人の多くは、発言も控えめでとにかく調査に対して万事遠慮がちである) の本音に迫ろうとする時、大きなポイントとなる。

土地なし労働世帯や回教の教えもあり相互扶助 (互惠) 精神の恩恵で生計を立てている人々にとって、社会的性差に関わる調査は、精神的な苦痛を伴いがちである。調査する側が善意に裏打ちされていても、途上国の村に住む人々にとってはごく普通の社会での日常生活であり、外部の人がいう程には社会的矛盾を感じていない人も少なくない。社会の成熟度合いを考慮した調査項目が個々の世帯を対象とした調査では必要で、またその結果の振れや精度の扱いに慎重な対応を要することになる。

3) 農村実態調査

この報告書の第2章では、事前調査に続く現地踏査を第1次農村実態調査と表現しているが、ここでは先の事前調査に続く本調査と位置付けることにしよう。この本調査は全戸を扱う場合

もあるが、母集団から選定された特定の世帯を対象とすることも多い。以下は、この後者に相当する。

(1) 調査農家の選定と留意点

先の事前調査で、集落の総世帯数が149戸であることが判明した。この中から27戸を選定し、これらの農家を対象に1985年8月から翌年の7月にかけて1年間、日々の家計収支と経済活動記録をとる方法を採用した。この方法自体はかなり専門的な分析を意図したものであり、一般的とはいえない。従って、以下では日々の記録をとる過程で明らかになったこと、そこでWID配慮やS/G視点からみて何が問題かに絞って話を進めることにする。

東南アジアの農村部ではそうであるが、一般に農業を本業としながら副業機会をもつ農家が相当程度ある。その就業情報は村内から村外へ網の目のように張りめぐらされており、行商等の細かな商いを入れるととりわけ女性の存在が重くなる。この調査集落の場合、戸主の主な就業機会を聞き取り、農家121戸のうち3分の2にあたる66%が専業で、残りが兼業農家であることが分かった。しかし、戸主が専業と答えたケースでも、家族の誰かが不特定の就業機会を持つケースが多く、この畑作農村でも農外収入が家計上かなりのウェイトを占めているとみられた。

先の事前調査では、戸主を世帯の代表と想定しており主婦や家族の構成員で家計や家事に参与している実態は明確に把握されていない。WIDに配慮した調査の場合は、単に戸主だけではなく家族の構成員についても調査項目に落としておく必要がある。

さて、本調査に対する農家の選定には代表性を考慮し、サンプル農家の偏りを回避するため通常は幾つかの比較指標を設定する。ここでは、専業農家と兼業農家の構成割合と経営規模の大小を指標としている。後者については、先の耕地面積の調査結果から、当集落の農家世帯当たり平均経営耕地面積 0.5ha(350バタ)を基準に、0.5ha 以上を規模が大きい農家(大農)、それ以下を規模が小さい農家(小農)とし、その母集団の割合(それぞれ36%と64%)に準じ、さらにサンプル農家を抽出率20~25%で選定した。

この調査では、個々の調査農家から収集された農家経済データを解析し、それを集落から村レベルへ構成割合に応じて拡張する手順を踏み、最終的に当該村全体の経済の仕組み(営農システム)を知ることが意図していたため、このような方法によった。しかし、調査農家のサンプリングのやり方にはさまざまな方法があり、調査の目的やそれにかける時間によって異なる。注意を要することは、その代表性という点であり、説得力をもつやり方でなければならない。開発途上国の農村では、この村に住む女性の社会的地位が他の村では大きく異なることが多く、そのためにも調査に当たって選定する村や農家の代表性には充分目を配っておく必要がある。

(2) 間混作営農体系の調査

〈1〉農業技術と作物の構成

WID配慮にしてもS/G視点を考慮するにしても、それが農業開発に関連する調査である以

上、対象地で農業がどのように営まれているかが明らかにされなければならない。ここでは当村の農業について事細かに解説することが目的ではないので、ごく簡単な記述にと止めるが、農業の複雑さは図2に示した作物の組み合わせから判断がつくだろう。

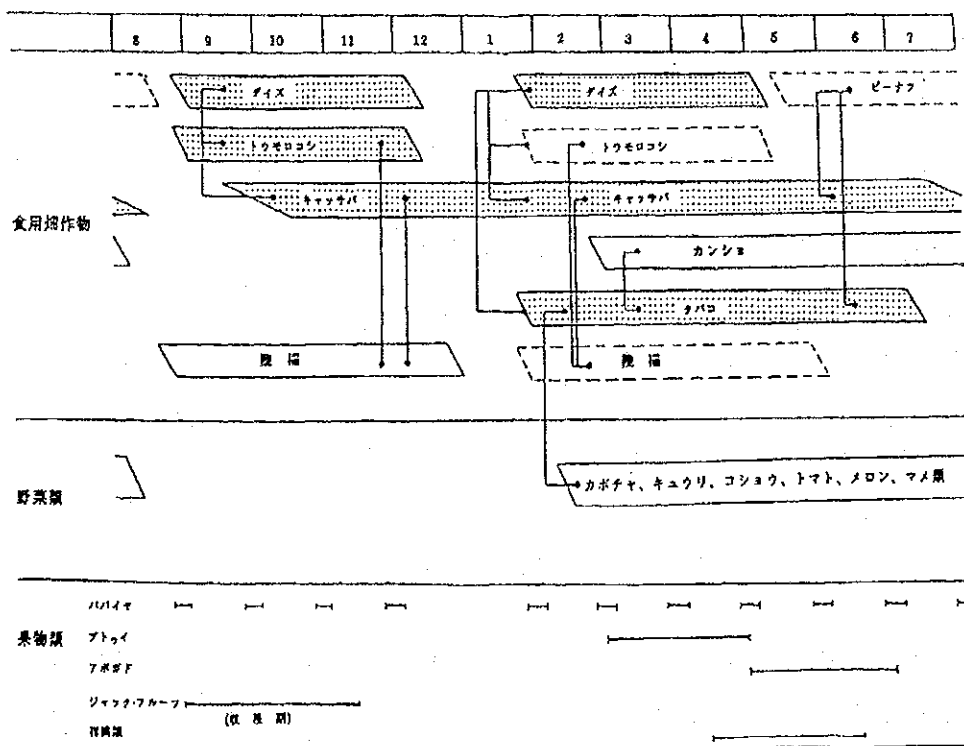


図2 チブタン村における間混作下の作物の組み合わせ

この地域では通常、9月頃から5月頃が雨期で、6～8月が乾期に当たる。多くの農家は9月に大豆を中心にトウモロコシを間作する。その収穫時期が1月頃で、2月頃より再び大豆を中心にタバコを組み合わせで植え付け、大豆は5月頃収穫し、タバコは7～9月にかけて順次収穫されていく。また、この2作の期間を通じて圃場の周辺部に沿ってキャッサバが植え付けられる。この輪作体系はこの2作で1サイクルとみられるが、さらに大豆+トウモロコシの1作を加えた3作、1.5年を1サイクルとする場合もある。

調査村の農業で特に技術を問題とする場合、在来の栽培法や作物の組み合わせ方、さらにそこにどのような工夫や経験に裏打ちされた知恵が映し出されているかを十分に理解するよう努めることが重要となる。種子の選定や準備、播種のやり方、肥料や農薬の使い方、農家と作物の関わり方、収穫の進め方、さらには整地法、その作期の作物の組み合わせ方、なぜそうしたのか、収量は等について知ることは、当該村の農家と一体化することでもある。

調査とは別に畑をめぐる実際に農作業に携わっている人々の様子を観察したり、会話（現地語を操る難しさもあるが）をとおして村の人々と接触することにより、組作業や雇用関係を知ることができ、貴重な付帯情報を得る事が出来る。この村の場合、記録では得られない特に女

性の労働について幾つか示唆されたことがある。日々の農作業には女性がさまざまな場面で深く関わっていること、同性同士の複数による作業が村社会におけるゴシップを抑える安全弁になっていること（そのため労働生産性は低くなる）、またそうした作業形態が一带で起こる情報の授受に大きな意味を持っていること等がそれである。大豆作において種子の発芽力が弱いことやそれを解くためにどう対処しているか、その技術の課題や改善の方途についても女性が陰で果たす役割は実に大きい。ただ、型どおりの調査ではこうした点の把握が非常に難しいので、調査と平行し圃場の観察を折に触れ、あるいは定期的に組み込むことも、WIDを配慮した調査やS/D視点の調査には不可欠であると思う。

〈2〉畑作農業の経済性

こうして農業の様子がある程度描けるようになると、農業の技術的な問題が少しずつ見え始める。例えば、この村では長く大豆の増産と取り組んできているが、①不安定な自然条件下で多発する病害虫の防除をはじめ栽培技術全般に多くの課題を抱え低収であること、②しかし、タバコは集約的に栽培されており、技術水準も他の地域のそれと比べて遜色ないこと、③当村で生産された農産物を第2作（2月～7月）についてみると、非常に小規模な農家によって生産されているにもかかわらず各作物が自家消費に回される割合はきわめて低く、タバコを除いて生産量の70%以上が販売されていること、④大豆についてこれをみれば、その作期に生産された7割が販売されていること、⑤またストックされている大豆は種子用として保存されているもので、これは次の播種時期に大豆価格が上昇するのを見越したものであること、等がこの村を特徴づけていることが分かる。

こうしたデータは、単に事実を示すだけで一見何の変哲もないように見えるが、農業開発という視点からみるとこの村の経済が伝統的な栽培様式をとりながら、既に商業的農業の段階に進んでいることを示唆している点で重要である。開発途上国の場合、まだ農業の生産が自給レベルに止まっているケースも少なくなく、そうした処ではある特定の作物の収量を高める技術の移転が効を奏さないだけでなく、培われてきた生産システムに負の影響をもたらす場合もある。この調査村では生産されたものが高い割合で販売されており、従って間混作の生産システムを生かした生産技術の改善は個々の作物の生産量を伸ばし、結果として村の経済に効果をもたらすとみてよいだろう。しかし、その技術の改善はコストとの兼ね合いで決まり、それを度外視した試みはその村には馴染まないことも、一連の調査で明らかにされていく。

(3) 土地制度の調査

〈1〉制度と契約

事前調査で得られた経営耕地に関連するデータを本調査で補填されたそれと重ね積み上げていくと、表1のような経営規模の分布状態が知ることができる。この表が示すように、当集落の世帯の24%は農地を全く所有していない。また25%は0.2ha未満の小規模所有にすぎない。

従って農地所有面積は全世帯平均で 0.4ha未満、農家平均で 0.5ha未満と小さく、経営面積でも農家平均で 0.5haであり、1 ha以上の規模のものは 8 %に止まる。

表1 チブユタン村の経営耕地・所有地と規模別農家数及び農地面積

	所 有 地 農家数 (%)	経営耕地 農家数 (%)
0	35 (24)	24 (17)
0.01-0.25	43 (30)	38 (26)
0.26-0.5	26 (18)	39 (27)
0.51-0.75	17 (12)	19 (13)
0.76-1.00	14 (10)	13 (9)
1.01-2.00	9 (6)	11 (8)
2.01-	1 (-)	1 (-)
合 計	145 ¹⁾ (100)	145 (100)
総耕地面積 (ha)	54.2	61.5
畑地面積	49.7	57.5
平均耕地面積		
全世帯平均	0.37	0.42
畑地のみ	0.34	0.39
農家世帯平均	0.45	0.51
畑地のみ	0.41	0.47

1) 調査不能の4戸を除く。

東南アジアの途上諸国では、土地に対する高い人口圧を反映し、例えば経済的な合理性を越えるようなレベルまで耕地の細分化が進んでいるが、当村の経営耕地の実情は一般的な傾向と良く整合している。実際に、この村では分益 (maro)、定額 (sewa)、土地の質入れ (gadai) といった多様な土地の貸借契約が根づいているが、小作農の多くは地主と主従の関係にあり、日本の社会からみればここにも1つの社会的性差を色濃く残している。小作農は戸主だけではなく、主婦や家族を巻き込んでその社会の上下関係の下層にあり、さらにそうした土地の耕作権獲得競争から離脱した土地なし労働世帯の社会的位置はさらに低い。しかし、他方でそうした社会の矛盾を緩和する相互扶助慣行が敷かれていることも事実である。例えば、よく知られていることではあるが、土地なし階層の世帯が自作や小作農の収穫作業に参加し、刈り取った収穫物の一定割合を現物で受け取り持ち帰る慣行は、下層農世帯の家計収入全体の中で大きな割合を占めている。こうした制度は生産力が高く且つ安定的である稲作農村でより発達しており、近年ますます増大する傾向を強めている土地なし階層を吸収する仕組みを創り上げている。

〈2〉地主・小作関係とS/G視点

この村で行った土地制度調査に関連し、社会的性差について付記しておこう。

この村では57haの耕地が256筆に分筆されていたが、このうち68筆が小作地（188筆、全体の73%が自作地）で、うち定額小作、質入れ、分益小作契約を好んだ地主（貸し手）は、それぞれ16、18、27人（一人の地主が数筆保有しているケースがあり、総筆数と地主の総数は一致しない）であった（表2）。各小作契約下の小作農（借り手）の様子は同表の下方に示されている。

表2 チブユタン村における地主と小作農の特性

	小作契約の種類			平 均
	定 額	質	分 益	
地主				
地主の人数	16	18	27	—
農業の経験年数	25	30	23	26
世帯主の年齢	47	47	54	49
女性世帯主の比率 (%)	31	11	22	21
土地所有 (ha)				
所有地	1.4	0.6	1.1	1.0
貸付地	1.3	0.2	0.5	0.6
自作地 ¹⁾	0.2	0.4	0.6	0.4
兼業率 (%)	38	28	44	38
小作農				
小作農の人数	16	16	23	—
世帯主の年齢	39	43	40	41
農業の経験年数	19	23	20	21
女性世帯主の比率 (%)	6	0	13	7
土地所有 (ha)				
所有地	0.3	0.3	0.2	0.2
借地	0.4	0.2	0.3	0.3
経営耕地 ²⁾	0.7	0.5	0.5	0.5
兼業率 (%)	25	19	17	20

1) 所有地－貸付地

2) 所有地＋借地

地主（世帯主）の年齢は、分益小作を選好した農家でやや高い。農業の経験年数からは特徴が読めないが、いずれも20数年を経ている。ここで特に注目したいのは、女性を戸主とする割合が定額契約で5人（31%）、分益契約で6人（22%）、そして質契約で2人（11%）いる点である。彼女らは、幾つかの契約の中からある特定のそれを選んでいるが何故そうしたのか？ 女性が戸主である農家では、特に監視や圃場回りをする必要のない定額小作にだすケースが多い。これは労力の不足や育児等に追われる事情を反映したもので、分益小作でみられる収穫物の分

配をめぐるさまざまなトラブルを、一定額を前払いですます定額契約では回避することができることによる。逆に、女性の小作農が定額契約で1人（6%）、分益契約で3人（13%）と、女性が小作農になった場合に分益が多くなるのは、地主が女性の戸主の生活事情とリスクの高い農業を勘案したもので、栽培期間をとおして技術指導も出来るといった面が反映されている。分益の場合、収穫物が少なくなると双方にその負担がかかっていく。

これまでの地主・小作関係については、その賃貸関係を男女の差異で検討した事例は多くないので、今後S/G視点の調査課題となるだろう。日々の生活事情が厳しい開発途上国の農村部では平均寿命も短く、女性が子供とともに残されるケースも多い。この村の地主・小作の関係にみられるように、そこには普通抱く印象とは別の地主の実情が浮かび上がってくる。このようにWID配慮やS/D視点は、1つの村社会をとってみてもさまざま場面に及んでおり、その相互関連は複雑であり単純でない。下層農や土地なし階層に配慮した調査は可能であるが、そこから引き出される結果の解釈には特段の吟味が必要となろう。先の事例は、強権を発揮する地主とそれに従う小作農の関係とは別に、温情的ともいえるか細い生業の姿と社会的連帯関係をみせている。

(4)労働調査

〈1〉農作業調査

第2節で紹介したシウイらの農作業における女性の役割を、この村の調査から概観しておこう。調査農家の家族数は平均6人で、その64%が就農可能とみられたが、実際にはさらに小さく全体の約40%が農作業に携わっているにすぎない。専業農家と兼業農家では兼業の女性の参与率と実就農率が専業より高く、経営規模が大きい農家と小規模農家では両者に大きな違いはないものの女性の労働貢献度が大規模農家で高くなっている。これは専業農家や経営規模が小さい農家では、主婦を中心に女性が行商等の商いにでることが多い事情と関係している。

以下、調査農家の1年間にわたる農作業日誌で確認されたことを列挙すると：

●総投下労働量（人日/ha）は、第1作で169人日（家族労働73%）、第2作で256人日（同84%）で、年間をとおし425人日（同85%）である。なお、人日とは一人で一日6時間就農した時間を表すが、総投下労働量は専業が兼業より高く、小規模農家の方がそうでない農家より高い。この投下労働量は、従来過小投入とみられていた畑作農業で、作業の強度、集中度等に違いはあるが稲作に遜色ないレベルにあることを教えている。また、総投下労働時間の6～8割が家族労働で担われている点に、稲作とは異なる大きな特徴が認められる。

●表3に、作業別の内訳を家族と雇用労働の両者について男女別に示した。例えば、第1作では家族労働の総投下労働時間（人日/ha）の125人日の23%を女性が担っている。女性が関与する主な作業は播種作業、部分的な施肥作業、除草作業、収穫作業で、男性の補助作業という性格が強い。この作期に44人日の雇用労働が利用されたが、女性はその42%を占めている。第2作では家族労働の総投下労働時間（216人日）の32%を、また雇用のそれでは28%を女性が

占める。

表3 チブユタン村における作期別家族・雇用労働の男女間分担関係（人日/ha）

	家族労働		雇用労働		合計
	男性	女性	男性	女性	
第1作:					
整地作業	54.0	—	23.5	—	77.5
播種作業	8.4	6.7	2.2	4.7	22.0
施肥作業	3.0	1.0	0.2	—	4.2
農薬散布作業	0.5	—	—	—	0.5
除草作業	11.0	12.4	3.0	8.5	34.9
収穫作業	17.4	8.8	2.1	0.1	28.4
その他	1.3	—	—	—	1.3
小計	95.6	28.9	31.0	13.3	168.8
第2作:					
整地作業	27.6	—	10.5	—	38.1
播種作業	4.9	3.4	1.5	2.2	12.0
施肥作業	18.4	12.1	1.4	1.6	33.5
農薬散布作業	3.3	0.4	0.2	—	3.9
除草作業	34.0	12.2	9.6	5.4	61.2
収穫作業	58.1	40.2	5.2	2.2	105.7
その他	1.0	—	0.2	—	1.2
小計	147.3	68.3	28.6	11.4	255.6

●図3に、この作期別の労働力利用の実態を円グラフに描いた。三重に表示されているこのグラフは、外側が作業別に、中央は作業別に家族と雇用の割合が、そして内側の円グラフに男女の違いが識別されている。例えば整地作業は家族と雇用両労働でなされるが、全て男性で担われている。下のグラフも同様に読むが、男女両性が明確に区別出来る作業といずれかに分担されている作業があるが、実際には主人と主婦の組作業もかなりある。播種作業がそうであり、また除草作業もしばしば両者が組んで進められる。

●農作業投入時間の月別変化をみると対象村では9月、1月、5月に労働の山があり、11月前後と7、8月にかけて谷がある。年間をとおした労働力利用については季節性が認められる。また、雇用労働への依存は整地作業と第2作の大豆収穫時期（5月）に多くなっている。

●労賃は多くの場合が現金で、調査期間をとおし力仕事が多い男性は間食込みでRp. 1,200/日、軽作業を担う女性は Rp. 600/日を基準としていた（調査期間中はUS \$ 1 = Rp.1,000 ~1,126 で推移）。

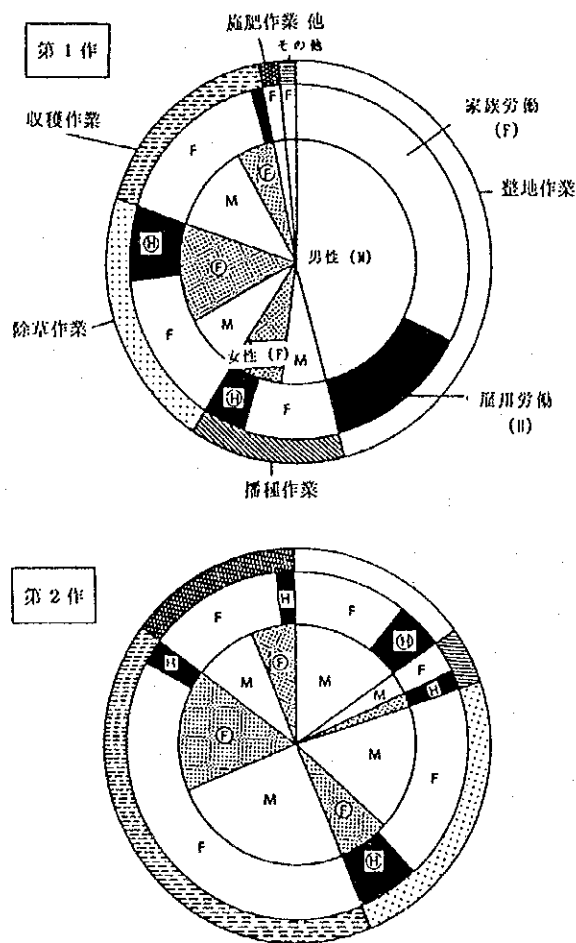


図3 チブユタン村における作期別農作業の構成

この他に、交換労働は、播種、除草、収穫作業にわずかにみられるが、参集範囲もごく限られており、稲作でみられるようなタイトなものではない等の特徴が分かる。なお、こうしたデータから、実就農者一人当たりでみると月平均の就農日数は農繁期で20日近く、農閑期で5日程度で、年間をとおし一月につき平均10日前後の実就農日数に相当すること等が明らかにされた。

〈2〉農作業と女性

ここでは男女別に記録をとったが、集計では男女差を余り重視しなかった。実際に作業の多くは組作業でなされ、男性が作業している場に、その家族の女性が中休みに茶菓を接待したり昼食の準備に時間をさく様子を考慮すると、こうした所作も無視できないからである。また第2章でも指摘されているように、女性が男性よりも負担が重い作業でも、勘どころの栽培管理作業では男性が担う場合が多く、一概に男女差を強調してもそこから積極的な意味を見いだせないことが少なくない。先のシウイ等の報告ではことさら男女間の労働強度の違いが強調されているが、両性が補合・補完しあって農業が営まれている場合が多く、問題はむしろ経営規模

の差やその規模が小さいため行商をはじめさまざまな機会に関わり、結果として労働過重となりやすい現状に目を向けるべきだろう。

なお、当村では男女間の労賃差が大きい、男性の賃金は村外からの整地作業のため高く、女性は村内で相互に雇用したりされたりといった関係を反映し設定されていることによる。村外を含めやや広域で労働市場が形成されている場合と、村内で労働市場が成立している両者の差異が市場賃金率に映し出されている。

〈3〉 副業機会の調査

この村では、農作業の季節性、過剰な就農事情、低位かつ不安定な生産性を反映し、過半の農家が副業機会を持っている。山羊等の中小家畜の飼育、パイナップルやバナナ、スندگانが好むプトゥイ (Petai) 等の永年作物栽培に加えて、馬車引き、荷役、モーターバイクによる客や荷物の搬送、竹製壁の編み作業等実に多様な副業機会がある。当村では近隣から野菜や果物、キャッサバを加工・調整して作るオパックや駄菓子を少量ずつ集め、他村へ売り歩く行商も多い。通常その代金はその日その日の清算払いで、推計では総売上げの20%程度の荒利益をあげることができる。しかし取扱い量が少ないことや捨て値で処分する場合も多く、その生業はか細い。

こうした副業の機会を、畑作物栽培、家畜の飼育、永年作物の管理、行商や馬車等の自営業に村外で雇用される副業について、労働時間の月別変化を整理すると図4になる。平均では、実就農者数1人当たり年間193人日と推定されたが、これは月当たり1人16日となる。その内訳は、75%が農業、20%が自営業、5%が村外雇用である。総投下労働時間では兼業農家(206人日)の方が専業(178人日)のそれより高い。また、経営規模が大きい農家(197人日)と小規模のそれ(177人日)では、後者が前者に肉迫しており、小規模農家が自営業を中心に村内外にさまざまな雇用機会を見出し、総体としてはほぼ大規模農家に匹敵するレベルに近づいていることも分かった。

当該農村には、経営規模からみた上層農・下層農、あるいは富農層・貧農層が存在するが、社会的ステータスが比較的鮮明に映る反面、両者間に強い社会的摩擦を感じさせない。ここでは詳しく触れることができないが、村全体の安定を図るよう就業機会にも「分配社会」の原理が働いているようにみえる。

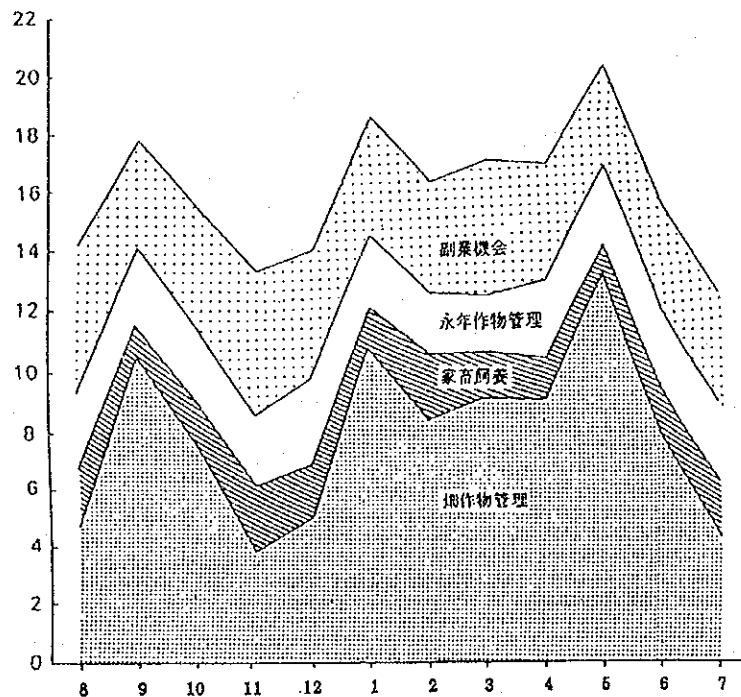


図4 チブユタン村における農業・農外就業に関わる労働投下量（人日／月）の変化

4) 農家・農村経済の仕組み

(1) 農家と農家経済

本報告は、全体がWID配慮やS/G視点からの農村実態調査方法に主眼が置かれているので、農家経済の分析結果については詳しく触れない。図5に、この年の可処分所得の内訳を表示した。畑作農家の所得は畑作農業からの所得と、自営業（例えば馬車引きや行商）、雇用（荷役等の雇用）、その他（子供達からの仕送り）で構成されている。農業生産に女性が労働をとおして関与する様子については先に検討したが、自営業で女性が関わる部分は極めて大きく、その才覚が農家経済に寄与する部分は無視できない。雇用についてももっぱら村内が多いが、隣近所の農作業や手伝いでかけ得てくる金銭や手みやげは年間を通すと積み重なっていく。そこに女性は、深く関与している。仕送りは子供達によるものが多いが、住み込みの女中奉公や守衛で得た金銭を、回教社会のこの村では断食明けやハジの日（メッカ詣で、ハジの称号を得て帰国した人々のお祝い）の集いで実家に落としていく。けなげな胸を打つシーンに、村に住み着くと何度となく出会う。

支出はこの村のエンゲル計数が66%と算定されたことからよく分かるが、圧倒的に食費等日常の生活費に回される。この図には貯蓄と表示されているが、これは当年に収穫したタバコの熟成を待ち、値があがった頃合を見計らって売却する、そのために保管されている農産物から成る。畑作農村の農産物は、販売だけではなく、労賃や地代として現物で支払われるもの、

直接自給されるもの、種子として次の作期用に保存されるもの、さらには未販売の状態で保管されるものと多様な型で処理される。

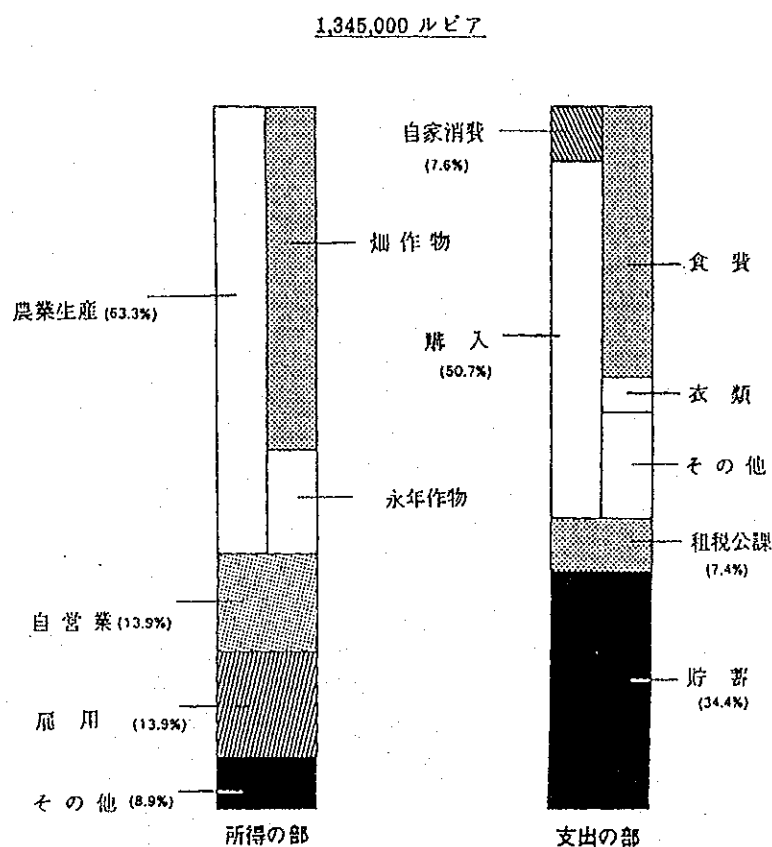


図5 チブユタン村における調査農家の農家経済収支

(2) 農村経済の仕組みとその後のチブユタン村

〈1〉農村の経済循環

以上の調査結果から、この村の経済循環の様子を経営規模別にみたその寄与の程度を図示すると図6のようになる。本報告の趣旨に直接沿わないが、FSRとの関連で簡単に言及しておく。異国の者にとって、他国の、それも村の社会や経済を知ることは容易ではない。ここでは、一年に亘る家計調査結果から当村の経済の流れを描いてみたが、これを規模の大きい農家と小さい農家に分けて計測すると、図に示されるとおり小規模農家の存在が無視できない重さで映し出されてくる。小規模農家のそれで特徴的に示されていることは、労働を源泉とする割合が際立っている点で、その内訳は家族労働の帰属評価(20.8%)、自営業(5.9%)、村内での雑業(21.9%)、村外での被雇用(3.1%)となる。村では必ずしも目立たない行商、厩肥の搬送、内職といった小さな経済活動が、全体としては無視出来ない大きさで村の経済に貢献している。こうした活動が規模の大きい農家ではわずかであり(2.1%)、両者の間に顕著な差を生じさせている。

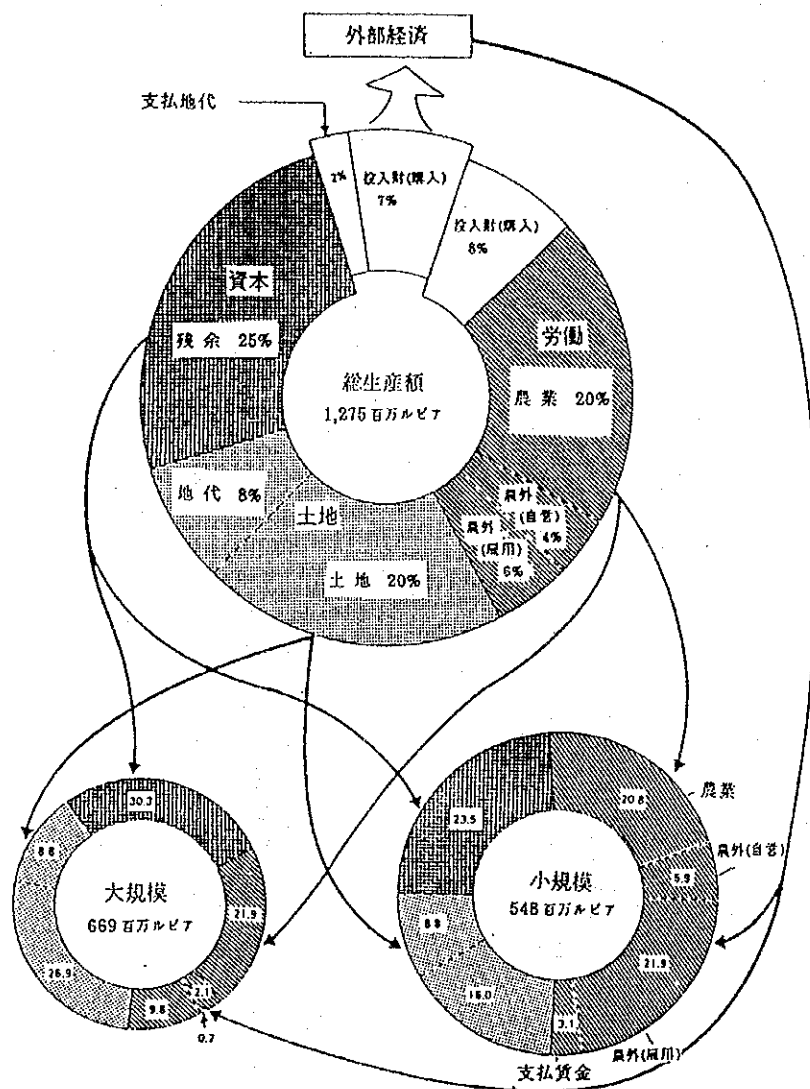


図6 チブユタン村における規模別農村（デサ）経済の構成

何度も繰り返すが、WID配慮やS/G的視点は、見方を変えれば男女が織りなす農業の仕組みや村社会の全容に目を配り、より詳しくそこで培われてきた社会のシステムを知ることだろう。これまでのどちらかという男性に偏った見方を排し、しばしば軽視されがちであったその社会を底辺で支える人々に対して、充分視野を開くことを意図しているといってもよい。このチブユタン村の調査でもそのことを留意してはいるが、集計や分析にそれを入れることは簡単ではなく調査データが語る実情を充分生かし切っていない。

〈2〉その後のチブユタン村

最後にその後のチブユタン村に、触れておく。この村では、以上の社会経済調査と平行し、同村に現地主導型の栽培試験圃を設定した。これには現地の普及員も参加し、在来農法による

間混作体系下の大豆栽培試験を継続しているが、農家との収量差は試験圃のそれと比べて農家で高くなることもあれば収量差がない場合もあり、まちまちではある。しかし、それでも差は漸次縮まる傾向を強めている。こうした村レベルでの普及員と農家を取り込んだ現地試験が繰り返された結果、大豆をはじめこの村の畑作物の収量は徐々に上向く傾向にある。1985年第2作の大豆不作は、その後現在まで生じていない。また、ここでは触れなかったが、4、5年に一度の凶作を当然視していた農家にとって、このことは畑作農業に期待をつなぐよすがとなっている。

収量増だけを意図した技術移転であれば、恐らく大豆単作の試験研究に偏向した見方がより強調されることになったかもしれない。しかし、栽培の仕方や経済の仕組みについて現地と密着した調査を平行して行った結果、間混作体系が農家や村の経済を安定且つ持続的に発展させる方途であることがはっきりした。また、より大事な点は、最初にかなり密度の高い技術や社会経済データが積み上げられたため、その後の変化の把握がよりたやすく成ったことである。農村の実態を把握する調査は、後年の比較資料としても生き続ける。そのことを、再度、ここでは強調しておきたい。

4. WID及びS/G視点調査の課題

(1) 社会の特異性

西部ジャワの1畑作農村を事例に、WID配慮及びS/G視点を取り入れた農村実態調査について検討してきた。ここでは、アリサン(alisan)と呼ばれる講を中心とした信用制度や、婦人クラブ(Dalma Wanita)による寄り合い、それと生活改良普及員との関わり、この国で進められている人口抑制策等についても聞き取りを行っているが、当時は、筆者のこの方面への関心も薄く、情報も拡散してしまった関係で表だって述べてはいない。

この婦人クラブの動きは、1980年代中葉にはこの村にも浸透してきており、実際にいろんな催しもなされていた。第2節で紹介したサヨグヨやシウイは当時その主唱者であったが、例えばこの国の大豆増産策に呼応し、村役場の集会室では大豆の調理法や加工の仕方についてそれぞれの農家が手製のそれを持ち寄り展示しながら、新たな用途を開こうとする催しも再三開かれていた。また、医療や保健の面から村に小さなクリニック(主に助産用)が建てられ、その誘致には村長や婦人会の積極的な働きかけがあった。学校(村内には質素ではあるが小学校の施設が置かれていた)をとおした寄り合いも、よく開かれていたように思う。こうした動きは未だ機能的には見えないが、非常にゆっくりしたテンポで村内村外を結びながらそれでも広がっているようである。

しかし、回教の社会ではやはり男性優位の感は否めず、毎夕、メスジゾ(Mesujizo: 村内に置かれた礼拝所)で礼拝が始まると、そこにまた男性を中心とした社会が形成される。そうした輪のなかでは、長老格のハジや経済的に比較的恵まれた人々とそうではない人々が思い思いに座し、穏やかではあるが社会の問題を浮き立たせながら会話が弾む。

本報告では、WID配慮やS/G視点の農村調査法について基本的なアプローチを検討しているが、それぞれの国の世情を考慮した調査では調査法も調査表の組み方にも一層の工夫が必要となることを忘れてはならないだろう。FSRで強調される現場主義、学際主義、実践主義（第1節参照）は、その実情を考慮しながら実際に調査を展開する際に有用な示唆を与えている。これから開発に関わる案件を見いだそうとする場合、その村や農村部一帯の実情をよく調査することは勿論であるが、現地に明るい人々や幾つかの専門分野の関係者から構成される調査チームの編成が必要となろう。特にその地特有の宗教観に基づく生活のあり方や経済の構成には、長年培われた経験が裏打ちされている訳であり、その様子をまずじっくり見ることが肝要となる。開発を急ぐ余り、課題を絞って迅速に問題を拾い上げる調査法の意義も分かるが、他方ではやはりやや長期で現地をみる駐在型の調査も不可欠である。

(2) ボトム・アップと住民参加

インドネシアでは、現在、畑作農村を対象に食用畑作物（palawija）の生産振興に拍車がかけられている。第6次開発5ヶ年計画（1994-99）では、これまでと同様に、農業の多様化、栽培の集約化、栽培環境の広域化、耕地の活性化を政策手段の柱としている。ここで重要な点は、農業の多様化・多角化に、集約化以上の力点が置かれていることである。ここでは、その細部に触れることができないが、改良技術を農民への融資を背景に普及させ、農産物の自給を達成してゆく諸種の集約化計画から、ボトム・アップ、つまり村や農家レベルのより積極的・能動的な対応を育み促進する方向へとその基調を変えようとしている。

熱帯の気まぐれな気象条件や多様な栽培条件下では、きめ細かな技術指導も一向に思うようにはゆかないという切実な問題もある。畑作物生産では、それが特に表立ってくる。これに対処してゆくには、つまるところ生産の担い手である小農層の連係による下からの積極的な対応を基軸に置かざるをえない。村レベルの農業協同組合や、集落を単位としたクロンポック・タニ（kelompok tani）による地縁的組織の活性化をどう図ってゆくかという課題への取り組みが、現在の農政推進の支柱になる背景にはこうした事情がある。多様化施策には農村に滞留した労働力に雇用機会を生み出す期待もこめられ、高付加価値農業は就業機会をさらに拓く可能性をもつという点で重視される。住民参加型の生産振興にも、こうして当国においても政策の目が配られつつあることに付言しておきたい。

引用文献

- コールドウェル、J. S.[Caldwell・泉 純](1984)：「開発問題と農民—北部ルソンの蔬菜生産における社会科学的要因分析—」『国際関係理論の新展開（国際関係のフロンティア 4）』 東京大学出版会 235-275頁.
- 鈴木福松(1986)：「Farming System Approach について」『国際農林業協力』Vol.18 No.3 国際農林業協力協会 2-9頁.
- 和田照男(1988)：「ファーマー・システム・リサーチ (F.S.R.) —学際的・実践的農業開発調査研究のあり方—」『農業および園芸』第68巻第1号 4-4頁.
- コールドウェル、J. S.、佐藤 了、八木宏典、和田照男(1993)：「営農試験から農民指導のむらおこしへ—日本におけるファーマー・システムズ・リサーチ（農業体系研究 1、2—」『農業および園芸』第68巻第3号、第4号、335-342, 447-454頁.
- Sajogyo, Pudjiwati (1990) : The Impact of Rice Technologies on Rural Women in Indonesia : A Gender Related Analysis, *Report of the Women in Rice Farming*, CRIFC/IRRI, pp.169-179.
- Morooka, Yoshinori and Henny Mayrowani (1990) : *Upland Economy in Java : A Perspective of a Soybean-based Farming System*, ESCAP CGPRT Centre, pp.1-183.